

# 研究所報

No. 6

発行所

社 神 信 淵 研究 所  
 彌 高 神 信 淵 研究 所  
 平 田 篤 胤 佐 藤 信 淵 研究 所  
 秋 田 市 千 秋 公 園 1-16  
 電 話 0188-32-4496

## 佐藤信淵の神道観・序論

— 信淵の神道観萌芽の考察 —

齊 藤 壽 胤

一人の者がある特定の強烈な思想なり行為等によって刺激を受け、それまでにはないと思われる生き方に替わることがある。そういうことは全く否定出来るものではなく、むしろよく聞かれることでもある。この場合、例え全く異なる事柄をもって直截的に受容したとしても、一人個人の人格の形成上に何らかの潜在的享受の背景があり得るのではなからうか。多くの場合、異なるものに対しては反撥する作用が働くのは当然ともいえる中において、影響するその実態にもよるが、享受たらしめるものとその根底に培われてきたものと、共有するものが存在したことに気付かないでいるのかもしれない、と思われるのである。

ここに考察しようと試みるものは、佐藤信淵における神道観の再考なのである。何故の問題かといえ、はやくに信淵の思想形成のあり方を指適するものは、ほぼ一様に平田篤胤門下となるに及んで確立されたものとの見解が大半で、いずれとしてもそれ以前の信淵の思想観に言及するものが少ないことにある。本稿では信淵の思想形成時期に及んで、特に神道観がいかなるものであったのかを考えてみるものである。そして

目次	頁
佐藤信淵の神道観・序論	1
信淵の神道観萌芽の考察	1
平田大人門弟家の由緒消息・川尻祝部國豊家の巻	1
平田篤胤の医学	1
九十九里浜の佐藤信淵(四) (一七)	1
平田・佐藤両大人頌徳歌について	1
— 作歌・作曲者及び楽曲の考察 —	1
平田篤胤終焉の地案内説明板の建立	1
研究所以事	1

信淵が所謂根底窮理の理論を得たとする神道理論の影響についても言及してみようと考える。冒頭に述べた如くに信淵の思想形成にあって、篤胤古道学の思惟なりが受け入れられる素地がありはしないのか。という予測をもって信淵の思想背景を知ることができればと考えるものである。

### 二

気吹舎平田篤胤門人「誓詞帳」<sup>\*1</sup>によれば、「羽州秋田人／江戸住／文化十二年乙亥／後松庵／藤原信淵／佐藤百祐」とあり、文化十二年に入門誓詞を認めたことになっている。この誓詞帳からみれば七〇人目の入門者であり、篤胤は既に「靈能真柱」「古道大意」などを板行して、「玉だすき」の草稿が成っていた。篤胤生前の門人約五五〇人とされる中では初期に位置する入門である。この時期に入門したのには何か訳があるのだろうか。誓詞には年次は記されているものの、月日はない。

信淵の自ら「経済要録」に述べるところによると、文化七年には再び江戸を出て南総の大豆谷村に居を移した。同書には「予既に隠者となりて郷人平田篤胤等が所唱の皇国古道の学に従事し、深く天神地祇の遺説を精究するに、本正しく未明かにして、天地の万物を化育するの理皆自ら渙然として解釈することを得て、以て家学を成就するに至れり」とある。これを字儀どおりみれば、大豆谷に移居した文化七年頃には平田古道学を精究していたことになる。もともと『経済要録』の成立が文政十年であるから、この間における篤胤思想の影響があったとみるのは必然であるといえる。いずれにしても入門時より遡及した時点で何らかの篤胤との交渉があったと考えると、早くに瀧本誠一や羽仁五郎、その他信淵研究者が指適してきたところでもある。信淵と篤胤が同郷出身で同

齊藤 壽胤  
 澁谷 鐵五郎  
 石田 眞  
 木島 よし子  
 松本 秋次  
 26 2017 6 1

時期には共に江戸住であること。文化九年には秋田藩財政改革に強い関心を示しつつ、その改革に盡瘁するのあまり、遂に「奉皇正田松塘君封事」の一書を差し出した事はあまりにも知られている。こうした中に一種懐郷的な思惟が全くないものとはいえないことにおいても、両者を必然的に結びつけるに問題はないであろう。この契機はやがて信淵のもつ多種多様な知識を、強力な宇宙論や経世論として包括していく上で触発されたこの篤胤古道学の存在には、無視しえないものがある。逆に篤胤古道学にさえ、むしろ抱擁的論理と神道観があったともいえるが、ともかく信淵側に立てばこの時期が著作にも大きな影響を及ぼしていったことだけは、この後の信淵の著述が語りしめるところでもある。

信淵の年譜からみると、文化十二年というのは一つの転機の時ではなかったか。著作の所々に散見される自叙伝的記述や書簡から見ても、文化七年頃から郷里秋田の藩財政改革に意を注いでいたが文化九年末には不首尾に終っている。この顛末を記したところでは「別後日記」に詳しいが、その失意のうちにあった中で、さらに妻笹原氏いせの死去が重なっている。苦衷はさらに尾を引き、次年は居宅の火難に遭う。気吹舎入門の年、即ち文化十二年の春にはまたも火災に遭い家伝書を烏有に帰してしまった。一方幕府神道方吉川源十郎門に入ったのもこの年であった。信淵にとっては吉川門もまた遭厄を招くものとなったのである。所謂吉川講談所取建一件で、信淵の子升庵信昭の識す『佐藤家譜略記』には「神道講談所ノ再興ニ取掛リ右稚化ニ出シタル神主共上州ニテ不恙ナル事アリテ信淵モ御咎メヲ蒙リ江戸ヲ去リテ深川八幡境内ニ退居シ」たというのである。この禍については鶴田惠吉が詳細に論じているところでもあるが、以後の信淵の著述において極めて活発的、且つ精神的にも前後とは異なるものが窺える。

「信淵の学問について」述べた安津素彦博士は経済学を「天命奉行の学」とした傍ら、信淵の『天柱記』の諸論にある神道観をとらえて、国学精神を継ぐ学者と考える事が彼を真に理解し得るものとして、国学者の地位を与えている。それには「正式の平田門下生としての信淵の出発は文化十二年であったが、心秘かに篤胤の学風に私淑し傾倒していたのはそれより以前からの事であった由は著述よりいへる点である」と指摘

して、後の信淵の思想的根柢を解いている。これらの意見は大方の見解ともほとんど差異はないもの、信淵自らには必ずしも篤胤の門流としての意識が明確に表現されているわけではない。それは今日にも信淵側の資料に關くために正式なる入門をしたかは確かめることが出来ないものである。尚且つ、著述書の内容からしてみれば『天地鑄造化育論』(宇内混同秘策)『天柱記』『垂統秘録』は、いずれも文化十二年以降の成立であることは間違いない、管見からも篤胤古道学の理を採り入れたことには異論はない。その前後の関連は『佐藤信淵集』解説で安津博士の詳述されたところに従うものである。その意見では信淵の思想形成期はこの文化十二年前後を境とする以前においてあったと考えられるものである。

要するに、信淵のこうした神道観が具体的に家学根本の哲理として享受するには、それ以前の信淵の何らかの寄りどころとする神道観、或いは神道的素養のようなものが存在しなくてはならないのか。信淵の篤胤門以降のあり方については多くの者が言及してはいるものの、それ以前の信淵の神道観乃至、その理解についてはほとんどいわれていない。ここに些かの注意をひく必要がある。

三

信淵の国学的精神とか国学的神道教学というもので表わされる思想的研究の著述には、必ずやひき合いに出されるのが『天柱記』である。この『天柱記』は文政五年の序文が付され

及近來讀皇國神代諸紀始知旋転天地發育万物而為造化之首者皆係于我皇租産靈神攬回之神機矣及捲卷而歎曰道者在近而求於遠吾誤矣吾誤矣蓋皇國成于大地之最初者也則天地開闢事實無論乎古傳于皇國矣

其後又讀本居氏古事記伝服部氏三大考平田氏靈真柱等書而及益精究古実恍然悟天地生々之理悉為産靈之元運焉既悟得元軍

として、信淵における強い神道観の発露と受容を意味していることは明らかであろう。茲において、「近來皇國神代の諸紀を読むに及んで」ということは信淵の、いつの時期を意味しているのか。「其の後また本居氏古

\*5

事記伝、服部氏三大考、平田氏靈之真柱等の書を読み、ますます占実を精究するに及んで、恍然として天地生生の理を、ことごとく産靈の元運たるを悟る」と述べることは、序文成立の文政五年の時期以前であるということだけは確かである。この序文の謂わんところを率直に読みとるならば、神代記等の諸本を既に読んでいたということになる。それも文化十二年以前と考えられる。既に「始めて天地を旋転し万物を發育し造化の首たる者は、皆我が皇祖産靈神の神機に係ること」の理論を保持していたといえよう。

『培養秘録』は信淵の父信季の口述を筆記し一本にしたものという。この著述の序には文化十四年をもつて「佐藤信淵元海甫」とある。佐藤家五代の家学を大成したというのが文政十二年前後の『草木六部耕種法』二十一巻を完成した頃とされる。同書もその根本においては産靈神の神機において成立しうるものとしている点については、極めて興味をそそる思惟であるが、この中でも『培養秘録』を高く位置づけしている。『培養秘録』はその成立において信淵の編著ということであり、一言一句を信季の口述どおり記したのではないことも序に明らかである。尤も家学五代の著述については可成の部分で、信淵自らの著述か、大凡に手を加えたものといわれている。従つて『培養秘録』も信季の著述としながらも、信淵の見解をも示していると考えてよいだろう。然し信淵は『培養秘録』初稿本の成立時期を必ずしも明らかにしてはいない。若しこれが文化十二年以前とするならば、ここに散見する天地の造主たる産靈神の觀念は信季から信淵に至る考え方もしれない。同書には卷一「第二章産靈の神機を論ず」とあるが、章題の内容は「天柱記」以降の論理に類似し、「今我産靈の神機に頼て大地南北に運動し、万物を化育するの天理を論ぜん」とあるように、やはり「天柱記」序文の示すとおりかもしれない。然し『培養秘録』は信季の口述したるところというのであれば、これを全面的に信淵の創作とはいききれないのである。尚考察の余地は否めないであろう。

不昧軒信景の著述と伝える『土性弁』の序文は享保九年となつてゐる。この著は原著者信景の自序に孫たる信淵が後に増補したとするものである。この序文には、「諸種の気液妙合して温暖滋潤を魂となし、炭酸風水

を魄となし、以て萬物を發育するは造物者の無靈藏也」二敬て天地化育の神功を曠くすること勿れ」などと記され、「造物主」が天地を化育する神であることを所々に示している。さらに曾祖父とする信榮元庵著という『氣候審驗録』に及べば、巻頭に「蓋以、惟皇祖産靈神、斯地球を鑄造し玉ひたる事は、至慈至仁、唯人民を滋息せしめん事を欲すればなり、夫れ四時行焉、万物生焉、悉皆人民の養育料のみ、此を外にして何の用か有らん哉」と述べている。『氣候審驗録』が信榮の原著であるという証拠は何もない。さらに成立年代も不明であり、序文が明らかでない信淵のものとなれることから、その本文も相当の部分で信淵が執筆したか、手を加えたものという見解が大半を占めている。この著述に対する成立のいきさつを適切に論ずる手だては最下のところもたないが、信淵の文化十二年以降の著述の諸書にこの著が引用されているところを見ると、それらより先行して著されたものといえるだろう。してみれば、「造物主」とか「天地の化育の神功」「皇祖産靈神」を根底とする信淵の論理の成立に可成の影響を与えたか、それを強固な理論にもつていく素地は既にあったのではなからうかと思える。

#### 四

ところで佐藤信淵はその始祖を佐藤家の誉れとする源義経に従つた佐藤継信の子孫であるとしている。子升庵の『佐藤家譜略記』には「佐藤勝郡二遷り其後代々大戸沢ノ楯ニ住居セリ天正ノ初メ讚岐守信重学問ヲ好ミ百姓ヲ愛シテ慈惠深キ人ナリシ聞ヘアリ」と系譜は伝聞を遺している。佐藤一門は現に雄勝や由利地方を中心に家系は広がっている大族である。系図の伝えるところから、式信を二十五代として三十二代の信正が歿庵を養嗣にしたといひ、それに次いで五代の家学で道統を得たといふ。それらは可成伝聞性が高く、果たして信淵の作り上げたものと疑う説もあるが、現在同地方に伝わる佐藤家一族の存在と信淵の祖父にあたる不昧軒信景の墓が西馬音内宝泉寺にあるから、必ずしも全く不確実なものとはいえない。ところでこの佐藤家は代々神祇崇敬に篤くしてきた特異な家譜を持つことは、著述に散見せられるところでもある。

信淵の宗家、久保田藩典医であつた佐藤元仙の伝えるところの「佐藤

「家系図」に、幼少信淵の事跡が記るされている。「或時に深山に入り蛇を殺す。曾て殺を嗜む。是に於て父信季其の性慄悍なるを怖れ、以て僧に為さんと欲し、之を山寺に放つ。兒肯て僧事を学ばず寺僧大に怒り、屢窮詰すと雖ども猶自若たり」信淵は「遂に机上に有る佛書を抛ち夜に乘じ竊かに寺を逃れ七高山の嶽に至り、神に祈り食を断つこと十餘日」と、この時に賦したという詩に

誓神懇願上階傍 咫尺紅樓醉艶粧

遠隔山川聞耐羨 粉香馥郁是仙仙郷

という。母がこれを憂い嘆いたことは後世の伝記諸書にも多く語られたるところでもあった。尚伝承めいてる事跡とはいえ、信淵の信仰的な行為や思惟の覚醒がこうした佐藤家伝来と体験にもとづくことがあったに違いないことを彷彿させるものである。やがて文化十二年に気吹舎門に入る頃、神道方吉川源十郎門人となりこれが後に「神道講談所取建一件」にまき込まれ江戸払いとなることは、既に述べた。これによって同十三年には下総国船橋大神宮宮司富上総介直利方のもとに退居したが、この年に『培養深秘録』二巻が成ったとある。『培養深秘録』とこの『培養深秘録』の関りはその伝書写本もないことから俄かにはいえないが、「秘録」が語る「凡そ人民の農業を勤めて万物を豊饒にするは、天地の化育を贊る所以なり」と、「神理」の寄りつくところ産霊神の働きによると強調していった信淵の神道観は、実はこうした神道的触発にあったと考えられるのである。

『農政本論』後編下巻には「祭禮二巻」を作つて家塾に蔵していたが文化十二年の春の祝融（火災）によつて失つたという。不伝の書目の一つとされるが、若しこの書が伝われば尚々信淵の神觀念も考察にあたる事が可能だが、ただ同書にある概略を記したという部分に頼るしかない。即ち

凡諸国諸邑に生土神のなき所有ることなし。既に生土神の社あれば必其祭祀の有るべきこと亦論ずるにも及ばず。然れども神事を興行するには甚得失の多き者に勘辨すべきこと肝要なり。何となれば一國の生土神は一國の人民を守護し、一郷の生土神は一郷の人民を守護す。故に一國一郷の鎮守にして人心の依頼する所なり。然れば

此を敬ひ祭て福を降すことの祈を為さざることを得ず。然而して其祭祀の最要とする處は。其神靈を勇め奉りて災禍を降すの祈を祝ふなり。

と述べ、貞永式目の「神者因<sub>レ</sub>人之敬<sub>レ</sub>而増<sub>レ</sub>威。人者因<sub>レ</sub>神之德<sub>レ</sub>而添<sub>レ</sub>運。然則恒例之祭祀不可<sub>レ</sub>敬也」を引いて論拠を示している。『農政本論』に述べられた神道観乃至神觀念について、これを今は論評するのではないが、果せるかな信淵自身の言及にこだわらず、文化十二年以前の成立とみられる『祭禮』にあつては、いよいよしめるところの神道観は、こうした彼の特異な思想の構築において不可欠のものとしたのであろう。それが斯如に述べてきた気吹舎入門以前の神道観が裏打ちされて家学の大成となるものであつたのではなからうかと考えられるのである。

##### 五

井上頼閉などは『鍛造化育論』や『天柱記』が信淵自身の書ではないだろうといっている。だが然し、これ以前の信淵の神道観からして、確かに信淵四十七歳にして篤胤入門を大きな契機としてはいるであろうが、これらに導き出された信淵の神道観として可成長い年月を経て潜在的に蓄積された神道的意識に当然に帰されてくるものであつたといえる。従つて二書が思想的文辞体的にも類似するのはむしろ必然的な事とみるべきであらう。

大方の意見から信淵の思想理論として神道観の形成が、「国学、神道は平田篤胤の復古神道、さらに本居宣長、服部中庸らの著書により与えられ、信淵は彼らより形而上学を学び、造物主としての産霊神の論理を基礎としつつ、これらを集大成し、自己の家学を形成したものと考えられる」とすることには全く不賛成なわけではない。ただ文政期に集中する著述書の成立からいふところの、篤胤入門が「決定的な出来事」と安易に位置づけられるであらうかという疑問を提してみたいのである。知識や考察に未熟な点があれば、その思想や考え方に变化があるのは必然的なあり方である。「産霊神」理論の構築が家学の形成をしたという見解も、信淵が執拗に植物男女雌雄説を主張したのも産霊神信仰に裏づけされていること<sup>13</sup>に違ひはないであらうし、農政理論上でも必要としていったことは、後の著述のあり方からも充分に看とれることだ。信淵の神道観念

上、「産霊神」が如何に重要なことであるかは別論に譲りたいが、信淵の不遇な生涯や化政期以前の著述書や体験からは、必ずしもそれ以後にみられる強固な産霊神論への思想的道筋を見つけ出すことには極めて困難なことかもしれない。ただ今一度、それらに相対的な考慮の余地を与えてみるならば、為政者に強烈なる批判をしたり、それを盾として自己の論を強固にするあり方において、「造物主」の発見を観点としたところが、信淵思想の早い時期に「産霊神」の信仰を享受できうる神道観の形成があったと考えられる。即ち、そこに産霊神の万物を生成発育せしめて世界を豊饒し、人民を繁栄せしめるものであるとの形而上理論の萌芽を見い出すことができるのである。安津素彦博士は「信淵の学問は篤胤門下に入門以来従来の家学の継承者としてのそれとは全然異なつたものとなつてしまつたことは極言しないが、基礎的確立をみたと思う。いわば家学として佐藤家にのみ係つていた学問が国家へ直接に通ずる学問へと転化したと思う。」と注視した点は極めて傾聴に値いするところである。

信淵の大成したとする「家学」においては必ずしも学統を背景にもつていなかった。それからしても、例え一家言をもつてした信淵思想であつたとしてもその萌芽期がいかなるものであつたのかは、はっきりしない点が多い。本稿においても当初の目論見のと通りの結論を得たとは全くいえない。またこの信淵の神道観を改めて考察するに、一つに形成期以前に及ぶことは無駄なことかもしれない。ただ信淵の根底窮理論とする国学思想や、佐藤家の家学が俄かにこれに全て困つて樹ち得たのか、という問題はもう少し掘り下げて別の観点から考察する必要があるかもしれない。いずれにしろ、信淵が神道神学的理論を導き出して、それを独自の経世論へ展開させる上では、必して信淵自身の原初的な神道観というものが全く闕如していたものではないことを按じさせるものがあつたと考えられるのである。

## 註

- \* 1 東京平田家所蔵本「平田篤胤全集別巻」(名著出版、昭五六)による。
- \* 2 羽仁五郎「佐藤信淵に関する基礎的研究」では「ここに彼の不遇は極度に至り、彼は自ら安すべき位置について望を絶つたの余儀なきに至つたのみならず、いまは江戸の生活を奪はれて、追放の老年時代を迎へたのである」と述べている。
- \* 3 「佐藤信淵」鶴田忠吉著(大観堂・昭16)
- \* 4 国学大系第十二巻「佐藤信淵集」安津素彦校訂解説(地平社・昭18)
- \* 5 羽仁五郎著「佐藤信淵の基礎的研究」、佐藤堅司著「佐藤信淵武学集」等
- \* 6 子安宣邦稿「佐藤信淵と国学的宇宙形成論」(日本思想大系月報59・昭52)
- \* 7 最近の研究書である泉武夫著「佐藤信淵」でも従来の成果をふまえて同意見を述べるものである。
- \* 8 「佐藤信淵先生誕生之地」に再録されている。
- \* 9 この一件についてのいきさつは「佐藤信淵」鶴田忠吉著(昭16・大観堂)の研究に詳しく述べられている。幸か不幸か信淵は吉川源十郎門に入りて神道及び国学を学び吉川家の神道講談所取建問題の爲、端なくも江戸私を言渡され、後半世に黒い影を曳いたが、反撥的にして不掘な彼は却つて是が刺戟となり、愈々其の思想学問を陶鍊し、前人未聞の卓見を披瀝するに至らしめた」とされるものであつた。
- \* 10 森鉄三の「佐藤信淵」(昭19)や、日本の名著「平田篤胤」(中央公論社・昭47)所収の「佐藤信淵と『鎔造化育論』」を解説した子安宣邦なども剽窃として批判している。
- \* 11 日本思想大系「安藤昌益佐藤信淵」(昭52・岩波書店)解説、島崎隆夫稿「佐藤信淵—人物・思想ならびに研究史—」による。
- \* 12 11に同じ
- \* 13 齊藤壽胤稿「草木撰種録をめぐって—佐藤信淵と宮負定雄の草木雌雄説—」(彌高神社平田篤胤佐藤信淵研究所「研究所報」第五号・平2)
- \* 14 文化九年の「奉旨正田松晴君封事」など、この後にも可成みられる。
- \* 15 4に同じ

(本所研究員)

# 平田大人門弟家の由緒消息

## 川尻祝部國豊家の巻

澁谷 鐵五郎

### 一、平田大人の門弟子

平田篤胤大人門人数は「新修平田篤胤全集別巻」(昭和五十六年六月二十五日、(株)名著出版発行)に、誓詞帳四千三百十三人。門人姓名録四千三百七十八人とあつて、「門人帳に漏れたる門人」十人を書き足している。

一般に門人とは師の生存間に入門したものをいうが、簡胤大人の場合は「没後の門人」が多い。大人は天保十四年(一八四三)閏九月十一日、齢六十八で遠逝された。これまでの門人五百八十四人と、前記の「門人姓名録」にある。以降の門人は「没後の門人」ということである。

門人には「誓詞帳」と「門人姓名録」の二種に記録されてあることは前記した。前者は、門人を志す者が誓書に束脩料(入門のときに師に贈る礼物や金銭)を添えて差し出し、入門を許可された者の「誓書」を書きつらねた門人帳で、

後者はいわゆる門人名簿である。

没後の門人とは篤胤大人の広大な分野の徳を慕つて入門を志す者を、大人の嗣子鉄胤によつて悉く「先人の没役門人」とした門人たちである。没後の門人の例は、平田大人が「本居宣長の門人」という先例を示している。没後の門人は、「門人姓名録」においては明治五年まで、「誓詞帳」においては明治九年まで入門者が続いた。

篤胤大人門人四千三百七十八人のうち秋田人は、二百六十五人と「平田篤胤と秋田乃門人」(桐原善雄編者、昭和五十一年十月二十一日発行)にある。このうち大人直門は四十八人。以下は、没役の門人ということになる。

秋田第一番の入門者は、大友直枝吉言。次は、佐藤百祐信淵。ともに「大人」で、前者は平田大人と知友、後者は親戚つきあいの間柄と「桐原編者」はいう。

秋田久保田城下川尻総社神社社主、川尻祝部國豊は天保十四年九

月九日入門(直門、六十二歳)と、門人姓名録に見られる。

### 二、川尻豊前守齋部宿禰國豊

(一)國豊叙任

神職の叙任の多くは、吉田神道家を介して行なわれた。叙任は官位を授くることで、位には「叙」叙位、「官」には「任」任官といった。弘化四年(一八四七)九月十七日、國豊は①從五位下②豊前守に叙任された。①は位階、②は官職であった。ときに國豊、六十六歳であった。

國豊の叙位について川尻家には、次のように叙位の「位記」等の記録が相伝されてある。

- ① 宣旨(從五位下、豊前守)
- ② 勅授位記
- ③ 吉田殿啓状

①の宣旨は、宣旨書。天皇の命(勅令)を下達する公文書。勅旨(勅令を下す文書)を藏人(殿上)に近侍して機密の文書及び諸訴を司り小事を奏宣(上卿)に伝え、公卿)に伝え、上卿はこれの内容によつて外記(大政官に属し、詔勅・上奏文を起草)が弁官(大政官に属し、文書の処理、命令の下達)に伝え、弁官は史(書記官)に伝えて文書を作成し、発行した。

齋部國豊

宣叙從五位下

藏人頭左中辨藤原俊克

上卿廣橋大納言

弘化四年九月十七日

宣旨

從五位下齋部國豊

宣任豊前守

奉

藏人頭左中辨藤原俊克

②の勅授位記とは。勅授は五位以上の位階を勅令によつて授けること。叙位。六位・七位は奏授(大臣の奏聞によつて位を授ける)八位以下は判授(奏聞することなく大臣以下の計らいで位を授ける)。位記は位を授けられた者に与えられる文書、位階に應じて書式が異なつた。

齋部宿禰國豊

右可從五位下

中務修其祝暇致敬明神

言念精誠抑可褒進宜授

榮爵式光祠壇可依前件

主者施行

弘化四年九月十六日

二品行中務卿職仁親王 宣

正四位下行中務大輔臣下部 奉

朝臣久隆

正四位下行中務大輔臣丹波朝臣頼易 行

左中辨俊克

正二位行権大納言臣 輝弘

関白太政大臣従一位朝臣 従一位行左大臣朝臣

正二位行権大納言臣 實堅

従一位行右大臣 内大臣正二位兼行近衛大将朝臣

正二位行権大納言皇太后宮太夫 基豊

式部卿闕

正二位行権大納言臣 實萬

正三位行式部大輔為定 参議従三位行左大辨光政

正二位行権大納言左近衛大将臣 輔熙

告従五位下齋部宿禰國豊奉 制書如右符到奉行

正二位行権大納言臣 光成

従四位下行式部少輔兼備前守義 脩

正二位行権大納言臣 通理

大録常久 小録 小録

正二位行権大納言臣 忠香

弘化四年九月十六日 弘化四年九月十七日大外記兼

正二位行権中納言臣 言知

従五位下齋部宿禰國豊 正二位行大納言藤原朝臣光成

正二位行権中納言臣 隆生

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 具集

弘化四年九月十七日大外記兼 掃部頭造酒正中原朝臣師身

正二位行権中納言臣 降光

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 實久

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 實久

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 雅久

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 公純

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 隆生

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 具集

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言皇太后宮権 隆光

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 實久

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 實久

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

正二位行権中納言臣 雅久

宣奉 敕件人宣令任 豊前守者

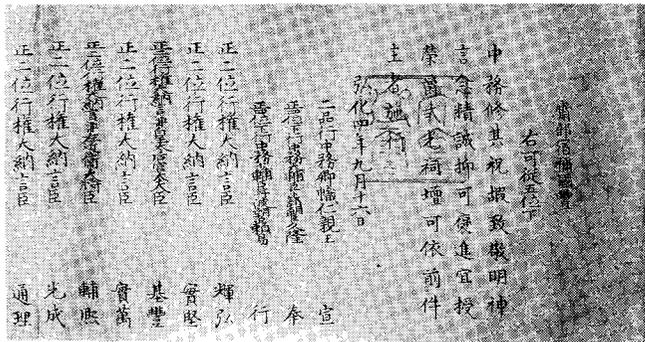
制書如右請奉 弘化四年九月十六日

制附外施行謹言 月日辰時従四位下行大外記兼

掃部頭造酒正中原朝臣師身

吉田殿啓状 出羽國秋田郡神明神主齋部國豊

③の吉田殿啓状は、二の(一)冒頭に述べた「吉田神道家」を介しての叙位が成就したのに対し、卜部朝臣吉田家から受けた啓状である。



川尻豊前守齋部宿禰國豊従五位下叙位勅授位記

中豊前守 従五位下家

勅許之旨 神皇盛恩謹可仰尊 寶祚

延長國家安全懇祈益可抽丹心者 神道之状

如件

弘化四年九月十七日

神祇管領長上従三位侍従卜部朝臣御朱印

臣御朱印

(2)吉田神道江戸役所

江戸時代の多くの神職は唯一神道の宗家である吉田家の被官となり、その執奏によつて任官(官途・官職)した。これを「吉田官」といった。

吉田神道の本拠「吉田神社」は京都にあつたが、江戸幕府との連絡や関東・奥羽への吉田神道の普及などもあつて、江戸の小石川に出張所(江戸役所)を設けた。これによつて関東・東北地方の神職は、遠い京都まで旅することなく江戸で官途ができた。

吉田神道家は地方の小社に神位を授け、また位階・齋服の免状を授与することに成功し、徳川幕府これを黙許する形をとり、吉田家の勢力は白川神祇伯(神祇官長官)をしのいだ。したがつて吉田家は被官となつた神職の叙位・官途を朝廷に奏請した。

朝廷に対する奏請の窓口は(親王・攝家・武家・社寺などの奏請を天皇・上皇に伝える役)が取りついで。吉田神道家の奏請は、「社寺伝奏」(社寺に関することを伝奏する職として堂上公卿の諸家が、これを勤めた)が担当した。伝奏の最大は「武家伝奏」であつた。

(一) 神主國豊の略歴

年号	西曆	月/日	項	年齢
天明二	一七八二	正/17	國豊生	1
文化一一	一八一四	3/6	家督相続	33
文政九	一八二六	6/2	大友直枝に入門	45
" 一二	一八二九	6/12	大友直枝遠逝	(47)
" "	"	7/19	菅江真澄没	(76)
天保一二	一八四一	4/5	平田篤胤、久保田城下到着	(66)
" 一四	一八四三	8/1	平田篤胤に入門	62
弘化四	一八四七	閏9/11	平田篤胤没	(68)
嘉永六	一八五三	12/8	從五位下豊前守叙任 神去	72

四國豊の神事

初名直江、後清江ニ改ム

文化十二乙亥年(一八一五)五

月廿七日 屋形様(義和公)御着

城 御発日 毎度の通半嶋村九相

詰 御目見得仕候

七月朔日 御着城 御目見 毎

度の通 被仰出 献上御守礼左の

通 五千度 御祓(はら) 貳通

御礼 熨斗

右の通献上仕 御目見致仕候

同七月九日 屋形様 御不例ニ

御座候段奉承知 於御両宮御祈禱

願の通 被仰付勤行仕候

同年五月廿一日 直千代様 \*

千代様 御瘡瘡 御順痘 御寿命

長久の御祈禱 当十五により勤行

仕御守礼 御評定所九同日献上仕

候 其節疋田齊殿御逢被成候 其

御銀一枚御神納ニ御座候

\*直千代 義和の次男、文化十

年秋出生。文政元年(一八一八)

三月十日没六歳。

\*友千代 義和の三男、文政十

二年九月三日秋田生(義和没後に

出生)のち義井と名乗る。

文政四年巳年(一八二二)三月

九日 川尻祝部殿 寺社奉行所

屋形様(十代藩主厚) 御元服無

御滞被為濟ニ付当十二日五ツ時以

前神明宮總社宮九御代參松野茂右

衛門相勤候間 此旨可被相心得候

以上

御代參被為濟壹貫文御神納ニ御座候

同年九月中 川尻清江殿 寺社

奉行所

今般御遺領無相違被為蒙御候ニ

付廿九日明時 神明宮總社九御代

參小野岡大和殿 被相勤候間 此

旨可被相心得候 以上 其節 御

初穂六百文御納ニ御座候

\*この年七月八日、藩主義和、

秋田(久保田)城に没。四十一歳。

世子義厚襲封し、十代藩主となる。

同十三丙子年(一八一六)四月

二日 御姫様江戸表え御発駕 被

遊候ニ付御道中御安全の御守礼当

四日ニ献上仕度願申上候所 願の

通被御付御守礼献上仕候

\* 義和次女、名は節。文化八年

十一月二十三日、久保田城に生。

この月の五日秋田発、二十七日江

戸着。

同七甲申年(一八二四)三月九

日、屋形様(藩主義厚) 友千代様

節姫様 御麻疹御軽安の御祈禱

奉仰 御三方様御守礼三通箱入献

上仕り 石塚主殿殿御逢被成候

右は三月六日願ニ御座候 其節銀

三枚御神納ニ御座候

というような次第で、國豊の神勤

奉仕がわからう。

三、神社の由緒と縁起

總社神社の神主川尻家に伝えられた「川尻家文書」に、神社の由緒書・縁起・鎮座記などの漢文記録が多く所載されてある

次に各記録の要旨を抄出、書き下し文に改めて神社の由来を述べたい。

(一) 總社大明神縁起写

当社河尻總社大明神の由来を謹

んで考へ奉るに、人皇四十五代聖

武天皇の御代神龜元甲子年(七二

四)二月八日の夜、坤の方(南西

|| ひつじさる)より靈光が飛来し

三森山の頂に輝いた。近在遠方に

住む貴賤の人たち、これを恠んだ。

よつて巫(一般に巫女イみこ)神

女といひ、神降ろしを行う女)に

託したところ、託宣に「吾れは

大己貴神(大國主神)なり、万民

加護のため此の地に來た。早く一

社の靈宮を建て、事代主神(大國

主神の子)・味鋸高彦根神(大國主

神の子)を此の山の左右に祭り三

森山と名づけ、吾れを總社と号す

べし」といふ神勅のお告げ。よつ

て總社大明神と祝(斎)奉り、靈

光・影向といふ靈石の神体をお宮

の中に祝(祭)今に崇敬す。此の

山頂に三森があるので、三森山と

号す(三嶽山とも号す)。日月星の三光、木の間に照し麓に流れ川ありて山岸を洗い、西の方に大海漫々として男鹿嶋を遙に見る。流れに添うて人家南に続き、北は山林あり南は平地にして田畑東西に続く。民家棟を雙べ、宮社南向きにて参詣の貴賤群集す。御手流の流れ涼しく、諸人納涼を望む。六月晦日神前に於て神事を勤むるに、諸人快樂し内外を祈り清め、浄きものなり。

- 本社
- 八幡大神宮 乙宮大明神 祇園神社 稲荷大明神 鹿嶋大明神 高市大明神 加茂下神社 比賣許曾神社 諏訪下大明神 葛城神社 大和大明神 大歳神社 松尾大明神 竈神社 御食津神社 祓所神社 風神社 白山神社 水神社

祭禮式日  
 二月四日ヨリ八日迄  
 三月十九日 大禮  
 五月初午 流鏑馬之神事  
 六月晦日 於水辺神事  
 九月十九日 大禮  
 十一月中旬日 奉新殺神事  
 二月初午 五穀能成祭禮別  
 右の起り而地主神祭謹て記し、代々慎て怠ること莫れ

永祿三庚申年三月吉日 河尻權守

※永祿三年(一五六〇)は慶長七年(一六〇二)を、さかのぼること四十二年前。したかつて河尻權守は、慶長八年の四十四代三浦伊勢秋清の先代か先々代の当主であらう。

(一)御山緒  
 その昔、奥州平泉藤原氏三代の祖清衡が当山を再興したと。また奥州征伐のあと源頼朝は重臣畠山重忠をして当山の持統経營にあたらせ、また頼朝は神領を寄進されたという。大嶽山・小嶽山・光明山の三頂なる故か、三森山・三嶽山とも号し、また神明山・伊勢山と名づけるのは長く神明宮の鎮座する故であらう。

※文政七年(一八二四)は五十一代川尻備前守國豊の年代である。

(三)三嶽山総社大明神御鎮座記  
 出羽国秋田郡河尻卿 三森山州崎鎮座也

総社大明神 祭所 三座  
 八重事代主神 左  
 國作大己貴神 中

味鋺高彦根神 右

三神一社に建立す 別宮社

八幡大神宮 祭所  
 神功皇后 祭所  
 白山大明神 伊弉冉尊 菊理姫尊 祭所

祇園神社 素盞鳴尊 稲田姫尊

大神社 松尾大明神 末社  
 比賣許曾神 木保社  
 諏訪大明神 大和大明神 稲荷大明神

地主神鎮座年記末考につき子按に、一宮記に曰く出羽國飽海部大物忌神社祭所の一座、蒼稻魂神なり、是れ当社と一体(同神)也

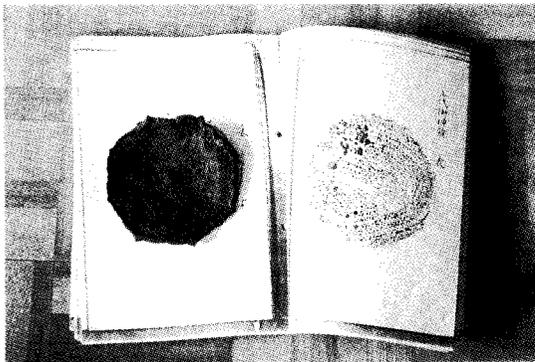
真享四年丁卯仲春吉辰 戸村一学源須美風謹書  
 御御室物  
 一總社大明神縁起 壹軸

一影向石 重さ三貫八百零  
 一靈玉石 二つ  
 一上代御神鏡

※このほかに、書・画・書物・神器の類、枚挙にいとまがない。

四、御両社(神明宮・總社宮)の御遷座

(一)久保田城の築城  
 慶長七年(一六〇二)五月八日、出羽国秋田に國替を命ぜられた常陸水戸城主の佐竹義宣は、九月十七日秋田の土崎湊城に到着した。このあと義宣は、總社神社の社地に久保田城を築造して移った。



神社御室物 上代御神鏡

(二)御遷宮の次第

(1)神明社御由緒(総社神社記

録)

御当山御城地ニ被成置 御当社一先川尻(只今の地主稲荷宮土地) 仮り御社地被仰出 御遷座被成置 秋清奉守護穴門ヨリ引移申候所 慶長年中の大火ニ御宮殿御類焼ニ 御座候 其節神主居宅モ類焼ニテ 古記古證文等焼亡仕候 併御神体 並靈玉石 影向石等無相違相伝今ニ奉安置候

(2)秋田県の地名(平凡社刊)

久保田城地神明山は分離丘陵で 高さ約四〇メートル、その名は丘陵上にあつた神明社に由来する。 別名、保戸野山・河尻山、また矢留の森ともいった。神明社は慶長八年の築城の時、楢山下浜の稲荷神社の境内に移り、宝永四年(一七〇七)川欠けのために現在地に移つた。

佐竹義宣以来累代藩主の崇敬を集め、修理祭典費などの寄進を受けた。八橋の日吉八幡神社が「外町の総鎮守」であつたのに対し、総社神社は楢山南部・川口・川尻の鎮守であつた。

五、神主川尻家の世代と事績

(一)川尻家略系

川尻家の略系は「神主世代書上之事」(川尻家文書)に、その由緒世代が次のように誌されてある。 五十一代備前守國豊代の記録である。

神主世代書上之事

私先祖数代之定カニ系譜所持罷在候處 慶長年事御城地ニ被成置候節 御兩社 神明宮 総社宮 御遷座之時の祖 三浦伊勢秋清 奉守護引移申候 此時ニ 御兩社 并ニ神主居宅共ニ類焼の砌 古記等不少焼失仕り 川尻在名相名乗り家の紋左り三巴の印シニ相定申候訣ハ川尻美作守國永勤中寅年中(延享三年一七四六)由緒書上の節申上候并ニ明和三年丙戌(一七六六)十一月中歴代書上仕候控の通 四拾四代目より明白の名前左之通り書上仕候

四十四代秋清三浦伊勢 四十五代吉治三浦五郎 十六代秀重三浦権頭 四十七代齋部國通川尻豊前守 四十八代齋部國久川尻近江守 四十九代國永川尻美作守 五十代國教川尻祝部 五十一代齋部宿禰國豊川尻備前守

(二)代々の事績

(1)四十四代三浦伊藤秋清

秋清の代、火災によって社殿・神主宅・古記録等を焼失し、秋清以前の記録は不明となつた。

(2)四十五代三浦五郎吉治

四十六代三浦権頭秀重 火災に類焼した三浦神主家は神靈を守護し、楢山の下浜「地主稲荷宮」の地に仮住まいを続けた。

(3)四十七代川尻豊前守齋部國通

義處公(佐竹三代藩主)御代元禄六癸酉年(一六九三)上野(川尻)へ社地被下

同八乙亥年三月中 上野御社地土手堀御築被成置 地鎮祭被仰付 勤行仕候 右の入料御銀五枚被下置候

※貨幣單位

(ア)中世金銀貨。

金一兩〓四匁五分

銀一兩〓四匁三分

金銀ともに十兩を一枚と称した

(イ)江戸時代の金銀貨比価

初め金一兩に対し五十匁

後に金一兩にし銀六十匁

銀一枚〓四十三匁の法も慣

田された

同御代元禄九丙子年(一六九六)

十二月中、神明宮・総社宮 於御

神前 御武運長久 御國家安全・

五穀成就 御祈禱 被仰付 神主

川尻豊前守導師にて三國社神主大

友・守屋井二近谷・千田・齊藤・

土崎・能谷・三浦、御日見の神主

共相語、毎年五月十六日・十七日、

五千度御祈禱勤行 被仰付

右の御祈禱料(御初穂)銅八貫文

御渡被成置、右の内三貫文導師、

貳貫文大友・守屋、同三貫文相詰

候神主共ニ相渡候

※江戸時代に併行した金・

銀・錢三貨のうちの錢貨。

金一兩は銀六十匁〓錢四貫文

(四〇〇〇文)に比価された。

錢四貫文は鐳(びた)錢で、

永(永樂選宝)計算上の單位

は、永一貫文(一〇〇〇文)

〓鐳錢四貫文とした。鐳錢と

は悪錢であるが、幕府は永樂

錢以外すべてを鐳錢とした。

幕府製造の「寛永通宝」も鐳

錢であつた。

元禄十一戊寅年(一六九八)三

月十五日 御発駕被遊候節 御同

日 御代参中川宮内殿ニ御座候

御當日 御旅行安全の御守礼永久

献上 被仰付候

元禄十二己卯年三月中 若殿様

(義處世子義苗、この年六月十八日江戸邸に没、二十九歳) 御社参被遊 御初穂 貳貫文御神納ニ御座候

同年江戸表より久姫様(義處八女、元禄二年生。宝永四年、筑前秋月城主五万石黒田隠岐守長範二嫁。享保十六年江戸没、四十三歳)

御代参国安半兵衛殿御勤 金百疋(金百疋は一分、四分で金一兩小判) 御神納ニ御座候

同十四年辛巳年六月 御曹司様(義處の男、亡義苗の弟千代丸、元禄七年生。このとき数えて八歳の部屋住み) 御姫様御二方の御代

参 被仰出ニ御座候て国安半兵衛殿御勤 御初穂金式百疋宛 御神納ニ御座候

同十五年壬午年二月六日夜中屋形様(藩主義處) 御不例(病氣)

ニ被為入 翌日御祈禱并湯立御神樂被仰付 御代参梅津内蔵丞殿ニ御座候 其砌御神籤を以テ御吉左右奉申上 御守礼等献上 御切穂拾貫文御神納ニ御座候

同十六癸未年六月中 屋形様横手ニ被遊御座 御不例ニ被為入 御祈禱并湯立御神樂勤行被仰付 御代参福原彦太夫殿ニ御座候 其節御初穂拾貫文 御神納ニ御座候

※藩主義處は五月十六日江戸

癸、同二十九日横手に至つて

発病、六月二十三日横手に没、七十六歳

義格公(佐竹四代藩主) 御代室

永四丁亥年(一七〇七) 九月十六日 上野御宮社御出来 御両宮御遷宮修行 御仰付 御代参福原彦太夫殿ニ御座候

同五戊子年九月中 金拾兩被下置 御飯殿ヨリ居宅上野へ引移 享保十一丙午年(一七二六) 四月七日 川尻國通死去

(4) 四十八代川尻近江守齋部國久

義峰公御代享保十五庚戌年(一七三〇) 三月十一日 御代参次田主膳殿御勤ニ御座候 其節御発駕ニ御座候ニ付 御先例の通 御旅行安全の御守礼献上仕候

御当日小田野形部殿より被仰渡候は神主川尻近江守 牛嶋村へ相詰候様 被仰出ニ御座候旨 被仰渡ニ依奉畏牛嶋村上西側堰根ニ相詰 御目見得被仰付 御着城の節 同様ニ相詰申候

元文五庚申年(一七四〇) 二月八日 川尻國久死去

(5) 四十九代川尻美作守國永 元文二丁巳年四月廿七日家督相

妻亀田深沢村(由利郡大内町深

沢) 斎藤相模守姉富久子 寛延四年(一一七五) 十月二十七日宝曆改元) 四月廿四日神子官職仕初名左近 後大蔵二改

元文六辛酉年(一七四一) 二月二十七日寛保改元) 二月中 補主宅 繕の節願上 銀拾枚被下置

寛保二年正月十六日旧冬 若殿様御不例の節 御祈禱勤行御守礼献上仕候ニ付 金式百疋御神納ニ御座候

※五代藩主義處の嗣子義堅 此の年正月十一日急の大病、二月四日父義峰に先立つて没、五十一歳。宝曆八戊寅年(一七五八) 二月七日 屋形様(佐竹七代藩主義明) 御不例ニ被為入御祈禱并湯立御神樂勤行被仰付御代参梅津内蔵丞殿御勤ニ御座候 同月廿九日御守礼献上仕候

同年三月中 屋形様御不例ニ被為入 御願書 被為捧候

義明公御願書 維年月日源義明誠恐誠惶稽首再拜使近臣某謹奉祈請 總社大明神社頭伏惟 當社自為當家之靈鎮奉崇靈地於國城外率臣民尊崇是務祭祀奉幣代代不忘及義明身誠敬未嘗衰矣今義明俄罹不則之重病身體不常一身之安危在是時也

伏願 神靈益加擁護以教得萬全之平愈也 以得永保宗廟社稷國家臣民以得愈盡誠敬於 社頭則神之靈德亦益明矣 惟願密憐聽納

寶曆八年戊寅仲春吉日源義明稽首再拜

右の願文を意識すれば、こうである。(要旨)

宝曆八年の二月吉辰 源義明(秋田第七代藩主佐竹右京大夫源義明) は心から恐縮し、畏れかしこみ深く礼拝し近臣某を使わし



神社御宝物 佐竹義明公御願書



田城に薨、三十六歳。  
新編佐竹氏系図に「病名、中氣煩」とある。中氣とは中風(脳溢血)のことである。

義明の時代は藩債百六十四万兩という地獄の苦しみのような負債のある藩財政であった。義明の先代義真は、大名の身分がうらやましと嘆く盲人に「世に大名ほど辛苦なるものはあらず、なにとて富豪の商家に生まれんことを願わざるや」と答えたという(大正版「秋田県史」)。貧乏のほどが知れよう。義真の藩主在位は四年。二十二歳の若さで急死した。

そのあと義明が藩主となったが、依然として藩財政は赤字で苦しんだ。藩財政たてなおしに行つた銀札発行は無惨にも失敗し、いわゆる「銀札事件」(秋田騒動ともいう)となり、銀札発行責任を問われ斬罪・切腹・追放・改易など、家老以下三十人ほどの藩士が処罪された。  
藩主義明は、この九ヵ月後に病死した。銀札に虐殺された藩主ともいえそうだ。

さて藩主義明は病死したが、藩当局における総社神社に対する藩

主死去前の御祈禱被仰渡の模様を続けよう。

同年三月中旬ノ日 御代参大山伊織殿ニ御座候 同月中 被仰渡

写  
此末 卯ノ日 御家老御代参被仰付候間左様一言相心得候 以上

三月四日 長瀬平右衛門 同月五日 卯ノ日 御代参石塚市正殿御勤ニ御座候

同月十七日 御代参大塚九郎兵衛殿御勤ニ御座候

此末知ノ日 日々 神明宮 総社宮 御常病御全快迄 御代参御家老被仰付相勤候善ニ候間左様可被相心得候 其度毎御初穂御神納有御座間敷 追て被及御沙汰候段被仰渡御座候 以上

石は三月四日 梅津藤太殿より被仰 神主川尻美作守勤中ニ御座候

※藩主義明は享保八年(一七二二)十一月五日、江戸城浅草邸に生れた。宝暦八年(一七五八)二月十一日発病し、三月十八日久保田城に死去した。

宝暦九巳卯年(一七五九)二月四日 御紋附油引御燈籠拾張 同

台御備へ被成置候  
(6) 五十代川尻祝部國教 寛延二己巳年(一七四九)五月十日出生  
宝暦十一年辛巳年(一七六一)六月二十五日家督相続 安永二癸巳年(一七七三)五月朔日官職 明和九壬辰年(一七七二)十一月十六日安永改元三月六日屋形様(八代藩主義敦)被仰出御座候 神明社 総社宮御社記 御記 被為成早々差上候様ニ被仰渡 御社記箱ニ入レ御役前細井長三郎殿ニ則差上申候  
同年四月廿一日 御発駕 被遊候御当日 御社記御渡成置候 御役前大瀬縫殿之助殿ニ御座候 安永六丁酉年(一七七七)十月廿六日 徳千代様御不例の段奉承知御祈禱勤行仕 御守札献上仕度 御窺中上候所 被仰付 同月廿九日御代参大山伊織殿御勤 御初穂銀式両御神納ニ御座候  
同年十月晦日 徳千代様御不例ニ被為人格別ニ御祈禱 被仰付 御初穂金式百疋 御神納ニ御座候 同七戊戌(一七七八)六月廿九日鳴止 御祈禱勤行御窺中上候所 被仰付 御守札御用所九献上仕候  
※徳千代、義敦の男児。安永五年正月八日久保田城に生れ、翌

六年鶴五郎と改名。安永七年六月廿五日久保田城に没、三歳。義敦公御代 天明二壬寅年(一七八二)十一月中 永久三人御扶持被下置候 御證據の写

三人御扶持 神明総社神主 川尻祝部

右は御由緒柄有之ニ付社人 大頭共以願右御扶持 被下候間 当一月廿四日より毎年毎月可相渡候御連印は追て被渡置候 引替可有之候 以上

天明二年十二月十一日 小瀬又七郎判

天明五乙巳年(一七八五)四月廿五日 御曹司様御元服 奉称若殿様と且 御実名義和公 被仰出候 右の御代参小田野又八郎殿ニ御座候 御初穂 壹貫文 御神納ニ御座候

※この年六月一日藩主義敦江戸没、三十八歳。七月二十六日、世子義和襲封し九代藩主となる。

天明七丁未年八月廿二日 左近様(前藩主義敦の弟義方)御社参被遊 神明宮御幣殿尤被為人主國教 御神幣奉捧 御神拝 被為濟 総社宮御幣殿尤被為入神拝 被為濟 御神酒御頂戴被仰出 御

御社記箱

御社記箱

御社記箱

御社記箱

座候故 下社家鈴木備前守差上  
御小性ニ相渡御頂戴 被為成 御  
帰りの節 神主御先達仕候 其節  
小田野又八郎殿九御届申上候

同八戊申年十二月十六日 屋形  
様(義和) 御官位且右京大夫様と  
御名御改 御願の通被蒙仰候

寛政十戊午年(一七九八)正月  
廿五日神主國教母神子大藏七十三  
歳ニテ死去

同年三月十五日

屋形様御社参 被仰出候節 神主  
國教母の忌中罷有出勤相成兼 寺  
社御奉行九御窺上俸直江名代ニテ  
御社参御用相勤申候

※國教嗣子國豊

享和三癸亥年(一八〇三)二月

廿四日 御前様(義和正室)御着  
帯の儀奉承知 御両宮二夜三日御  
安産御祈禱御窺申上候所 御祈禱  
被仰付 御守札御用所九献上仕候

文化四丁卯年(一八〇七)五月  
廿六日 此度 松前様處尤夷國艘  
渡来ニ付御加勢被差越候由承知仕  
候 依之 御両宮ニ於御人勢安穩  
道中無難の御祈禱勤行仕御守札御  
用處ニ献上仕度御窺申上候處 願  
の通被仰付 同月廿九日より六月  
五日迄一七日勤行仕 御守札献上  
仕候 正田斎殿御逢被成置候

文化七庚午年十月五日 貞明院

様(前藩主義教の夫人、土佐高知  
城主二十四万二千石山内豊敷女、  
名は賀) 御不例ニ被為入 於御両  
宮二夜三日御祈禱 被仰付且御  
守札 御飛脚 被立置候故 明四  
ツ時以前献上 被仰渡候間 御寿  
命長久の御祈禱御守札献上仕候  
正田斎殿御逢被成候

※この月の二十五日、貞明院は  
江戸に没、六十六歳。

同十癸酉年三月卅一日 川尻祝

部殿 寺社奉行所  
雄丸様(藩主義和の庶長子) 御  
儀 御前様御養子御嫡子御頼 公  
辺無御滞 被為相濟候依之明廿二  
日四ツ時 神明宮 総社之御代参  
洪江十兵衛相勤候間 此方可被相  
心得候 以上

御代参御初穂壹貫文 御神納ニ  
御座候

宝曆十一年(一七六一)より國  
教 文化十一年(一八一四)迄五  
十四年社務仕 同年三月閑居御暇  
願の通被仰付

文政二年(二八一九)八月朔日  
七十歳にて死去

六、國豊以降の川尻家

(一)川尻家略系図

(次頁参照)

(二)近・現代の川尻家概況

第五十一代國豊については「第  
二項」に述べた。國豊以降におけ  
る川尻家概況は前項(一)に示した略  
系図によって、あらましを察知し  
得るが若干の補足を加えよう。

五十二代祝部國訓は短命でなけ  
れば、秋田戊辰の役當時の人。慶  
応四年(一八六八)九月八日明治  
改元)四月、戊辰の役「春の出陣  
部隊」に対し久保田藩は、御城三  
社(藩主佐竹家の氏神、大八幡・  
正八幡・稲荷の三社)はもとより  
久保田城下の惣社家に、各自守護  
する神靈に「出陣将兵の武運長久  
を二夜三日御祈禱」した御守札の  
献上を命じた。

命によって各々は心を込めて御  
祈禱し、その御守札を組頭が取り  
まとめ寺社方(奉行)を通じ藩に  
献上した。なお①千田正記、②土  
崎伊与介、③近谷日向、④川尻祝  
部は別途、自分の守護する神靈の  
御守札を献上した(土崎神明社神  
主伊藤正親手記「諸事手控記」よ  
り要旨引用)。

※①は御城三社大八幡宮の神主千  
田正記成忠。②は八橋日吉八幡社  
の神主土崎千里之介宗春に相当。  
③は御城三社正八幡宮・稲荷宮の  
神主近谷日向益磨。④は川尻家五

十二代川尻祝部國訓に相当する。

五十三代速水の妻ヤスの生家三  
田家は、外旭川(秋田市)の白旗  
大明神の神主。白旗大明神は外旭  
川山崎(天徳寺の背後の山「白坂  
の館」にあったという。三田家は  
三森山の「三浦家」の分家であつ  
たが、三浦家が川尻氏に改めたと  
き、三田氏に改めたとという。

速水の弟主水は、稲荷大明神の  
司官。稲荷大明神とは、総社神社  
が久保田の三森山から当初樺山村  
下浜の稲荷神社境内に仮遷宮した  
という「地主稲荷」のことか。

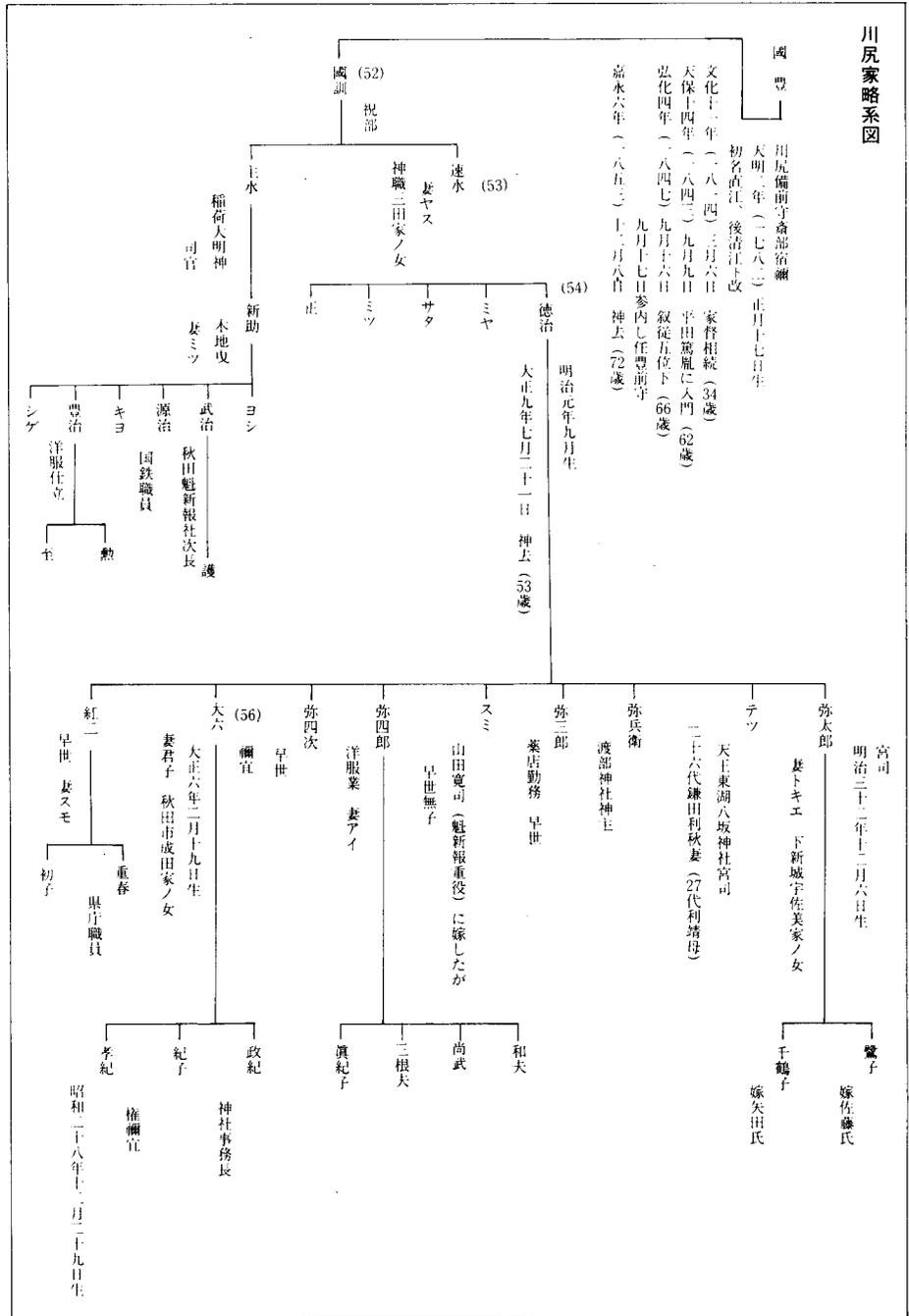
五十五代弥太郎氏は、神社の現  
宮司。平成三年十二月現在で九十  
二歳だが「かくしやく」たるもの。  
氏には二女あり、それぞれ嫁ぎ、  
氏の後継者は弟の大六氏。

弥太郎氏の直弟弥兵衛氏は、渡  
部神社の神主。同神社は南秋田郡  
若美町渡部にあって、祭神は「渡  
部」の開拓者、渡部登松景福(贈  
従五位)。

(三)秋田における秋田人の平田大  
人直門

平田篤胤大人が江戸から久保田  
城下に到着したのは、天保十二年  
(一八四一)四月二十二日。とき  
に大人は、六十六歳であつた。翌  
十三年四月末に久保田藩は十五人

川尻家略系図



扶持十両を給し、旗本に召し出し  
た。  
天保十四年九月十一日、平田大  
人は多岐にわたる方丈の生涯を閉  
じた。六十八歳だった。江戸から

久保田入りした篤胤大人は、わず  
か二年半で他界した。この間にお  
ける秋田人の平田大人直門を「門  
人姓名簿」の頁をめくってみるに、  
その数四十六名。川尻氏は、その

中の一人である。  
(4)位階を授与された秋田の社家  
（社家（神主）の多くは官途（官  
職・任官、神職の場合は國司の一  
等官「守」などの称号を裁許され

る）したが、叙位者は次のように  
少なかった。  
従五位下 川尻惣社大明神神主  
川尻豊前國豊。 従五位下 天王八  
坂神社神主 鎌田伯耆守利綱。 正

六位 八橋日吉八幡社神主 土崎宗治。正六位角館神明社神主 鈴木淡路守重堅。正六位下 金沢八幡社神主 三浦上総介富産。從五位 保呂羽宇志別神社神主 大友治部少輔福命・大友相模守永藏。

七、雜纂

諸書をあさり本稿に関わりある事項を、次に摘記した。

(一)川尻家の遠祖

三浦源五郎、兵杖を蓄えて館主たり。河尻大明神の別当※1・6

(二)川尻家の遠祖が居住した城地の名称

鎗留の城、矢留の城※1

矢留の森、河尻山。※2

矢留山※3。箭留山※4

矢留の森西北に河尻大明神鎮座、其の別当の居所は今、淡江氏(佐竹家重臣淡江内膳)の宅地なり。※2・4・5

伊勢山・総社森・三森山、三森山とは大嶽山・光明山を総称したもので、築城の際この三山を平にして、八幡山・御隅山・霊泉台地となった。※6

神明山というのは川尻氏の氏神「神明社」を祀ってあったので、そのようによばれた。三嶽山・矢立山・矢止山・保戸野山。※7

三森山の山頂には、それぞれ「総社宮・神明宮・末社宮」を祭っていた。※9

総社の御社地、昔は今の御城(久保田城)御出しの在所を神明山と申候て御立在之所。※10

(三)神社

神殿は、神明社と総社社の二祠(神明造と大社造)と拝殿一棟であったが、昭和六年の大火に類焼し現在の社殿(神明造り)となった。※9

総社神社 久保田の三森山(大嶽・小嶽・光明の三山)の山頂に、神明宮・総社宮・末社宮を祀ってあったことを橋山村下浜に遷座して合祀した。そのあと川尻の現在地に社地を得、宝永四年(二七〇七)社殿を完成し遷座した。社殿は神明造り(神明宮)と大社造り(総社宮)の二社と拝殿一棟で、同時に建てた鳥居は左右に二つならんでいて右の鳥居は神明鳥居で、左は様式のちがった鳥居(明神鳥居)であった。本来は三森山神社と称していたが、明治四十四年十月十三日総社神社と改称した※8・9

四香雲吟社  
総社神社の神主、川尻氏の亭であった。大窪詩仏(文人・詩人)、吉川五明(俳人)らの文学者が香

雲吟社に、しばしば来て詩酒の雅宴を開いたという。※9

(四)平田篤胤先生

先生は著書刊行ごとに、当社に奉納して尊崇したという。※9  
右の各項に示した※は、引用した次の資料の( )内の数字である。

※記録、資料

- (1)國典類抄(前編軍部一)、(2)佐竹家譜(慶長八年の部)、(3)秋田昔物語(昭和六年刊、秋田叢書第九卷・新秋田叢書(3))、(4)秋田沿革史大成(明治二十九年八月編)、(5)秋田市史上巻(昭和二十四年刊)、(6)秋田の土と人―上の巻(昭和六年刊)、(7)佐竹氏と久保田城(昭和五十四年刊)、(8)ふるさと川尻(平成二年三月刊)、(9)川尻の史蹟(昭和十三年五月編)、(10)伊頭園茶話(四の巻)

三浦伊勢秋清の守護する神明・総社の両宮は佐竹氏の久保田築城によって楡山の下浜に遷座させられた。下浜は本来川尻村の字地であったが、後に楡山村に編入された。

久保田城の築造工事の開始は慶長八年(一六〇三)五月であるから、この以前に四十四氏三浦伊勢秋清は神霊を奉護して下浜に移つ

たことになる。ところが大火の類焼によって、社殿は全焼してしまった。以来、下浜の地主稲荷神社に仮住いを続けた。

元禄六年(一六九三)九月五日、佐竹三代藩主義處によって、川尻村上野に社地を賜わった。久保田神明山の社地を去って以来九十年ぶりに、やっと安住の地を得た。

四十七代川尻豊前國通の代である。社殿の落成は十四年後の宝永四年(一七〇七)九月十二日のこと。百余年をもって神霊は、安堵の鎮座をみた。佐竹四代藩主義格、川尻國通の代である。

安泰を保ち続けた神社は、二百二十四年後の昭和六年五月十五日、市街地の大火に再び類焼した。再度回祿の災いにあい、試練の歴史を積み重ね今日に至った。

歴史的艱難に鍛錬された総社の宮は、いま微動だにしない。至極、大慶の至りである。

本稿は「川尻家文書」の一部引用をもって、構成しました。川尻家に、あつくお礼を申し上げます。  
(本所研究調査員)

## 平田篤胤の医学

石田 真

平田篤胤は、国学者（平田学）として有名であるが、医者又は医学書の著者であったことは意外に知られていない。

平田篤胤の国学研究は、主として本居宣長との対比で論ぜられることが多く、彼の医論や医術についての研究は平田学の主流でないためか少ないのが現状である。

藤井尚久の「医学文化年表」の我国歴代医人録には、「和学者にして医家、文化八年「志都乃石室」を著わして我国古来の医法を述べ」と書かれている。

また、服部敏良著「医学」の医学関係者列伝にも医者としてのつており、「医家先哲肖像集」（藤浪剛一）にも医家先哲一六五名のうちの一人として載っている。ちなみに、この肖像集に秋田県出身者として載っているのは他に、賀川玄勉（賀川流産科）一人だけである。ここでは、篤胤の医学書と彼の医学活動について論究することとする。

## 一、篤胤の医学修行

八才の時に中山善我について漢学を学び、十一才で叔父大和田柳元の許で医学を学んでいる。名を玄琢と称し、元服後胤行と改めている。

二十才の時（寛政七年一七九五）に江戸へ出ていくが、江戸での生活の詳細は不明である。諸説あるが有力な説は、常盤橋附近にある商店の炊事夫になっていたとの説で、仕事の合い間に読書の時間をもちことが出来たという。

寛政十二年（一八〇〇）篤胤二十五才で、松山藩平田藤兵衛篤穂の養子となり、その翌年沼津藩の石橋守衛門常房の娘織瀬と結婚している。

その後、本居宣長の門人（没後の門人）となり、文化四年（一八〇七）に町医者として京橋守山町で開業し、名を玄瑞と改めている。

この医業は文化六年には廃業し、この間に「傷寒雜病論解」著わし、文化八年には「医道大意」（一名「志

都能石屋」を出している。したがって、医業に関しては江戸で有名な医者に従事した事実がなく、恐らく独学であったと思われる。

しかし前述の著書を出す程であったことから考えても、可成の勉強を積んだものと思われる。

天保十二年（一八四二）十二月、藩主の病気に際し呈出した医案の中に、「私儀、若年の頃上京し医業の稽古した節、和田東郭の門人竹井大業より、東郭の治験口訣の伝受をうけて」とあり、京都又は江戸で、和田東郭流の医学を勉強した可能性もある。

## 二、篤胤の医書について

医書としては、「傷寒雜病論解」「医道大意」（一名「志都能石屋」）「医宗仲景考」「金匱玉函経解」があるが、一番有名な「医道大意」について検討してみる。

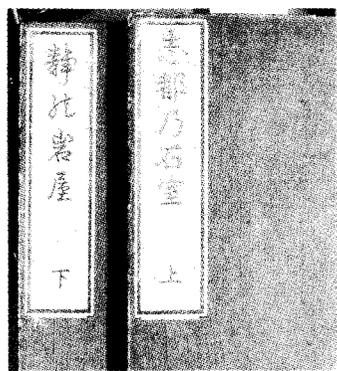
この「医道大意」は、篤胤が医業のかたわら塾生に講釈したものを、門人早田弘道が記録し文化八年（一八一二）に刊行したもので、上下二篇からなる。

上篇では、医師は病人を信用させるためには、時には大言壮言も必要で、今の世の人には、人を見

る目がなく、能ある鷹も爪をかくしておれば鷹と間違えられて馬鹿にされるようになる。世の儒者らが、医業を「技芸小道之技」と説くのはもつてのほかである。医業を志さずものは、よろしく医師の業のもとをきわめ、神の道を知る必要がある」と述べている。さらに、「医師は人の病気を癒すものであるから、よく勉強するとともに雄々しい立派な心を持ち、容貌をおごそかにすることが大切である。さもなければ人も信ぜず、医術も十分行われ難いからである」と医師の心掛けを述べている。

暗示療法の効果と薬物だけでなく信仰も大切であると説き、医道の高揚を力説している。

下篇では、病人は医師を真の医





師か売僧医師か見分けることが肝要である」と説いている。オランダ医学をほめて、オランダの医書を学ぶことを勧め、更に養生法も解説している。

篤胤は「書見著述に掛りて候ては二十日三十日にては夜昼寝ることなく、勞し候時は三日五日も飲食せずして、臥て又覚候時は元のごとし」(服部中庸)といわれたほどの読書家であったので、「解体新書」や「医範提綱」などの医書もよく読んでいた。脳髓の作用、神経機能その他の内臓の解剖生理などについて詳しく論じている。當時としては実際的でわかりやすく、古来の養生法と西洋(オランダ)医学の双方をとり入れた進んだ医書であった。

しかし一方では、我国の医学は、

大穴牟遲神と少彦名神の二神よりはじまったもので、これが中国や西洋にも伝わったという皇朝医学を唱えている。この点は篤胤独自の独善的な考え方であろう。

篤胤には多くの門人(篤胤没後の門人も含めて一三三〇人)がいたが、本居宣長とちがひ、篤胤の医学を学ぶために入門した医者も多かった。

### 三、篤胤の医療活動

篤胤の医療活動は比較的短期間であり、はつきりしているのは、①文化四年(一八〇七)から六年にかけての江戸での開業時代、②天保十二年(一八四一)の一月から四月にかけて、下野国(栃木県)仁良川の秋田藩領に滞在中の医療、③天保十二年四月から天保十四年九月死没するまでの秋田での秋田での医療活動である。

① 江戸での医療活動は二・三年の短期間であったが、いくつかの手紙からその一端を知ることが出来る。

土佐の岩田楠藏正準が高知の友人に宛てた手紙には

「平田玄瑞、其後折々参申候処、余程面白き男にて御座候。元は出羽秋田の産にて、儒者の

二男に御座候処、出奔仕、上方にて儒と立居候由、其後医者に成候処、字が読め候故、三・四年の内にちつと名も知られ申候」とある。

文化十二年(一八一五)三月篤胤の伴信友宛の手紙には、篤胤は可成の困窮生活としている様子として、火事場への往診医を命ぜられたが、すでに医業を廃していたので、薬箱はあつても上被や火事羽織も無く、いろいろ工面して出かけたことが書かれている。また手紙には、息子(次男)の又五郎(幼名半兵衛)が疳病にかかり、その治療に苦心したことが書かれている。

鶏肝方や消飲剤を投与したり、灸を日に五百壮も行つたり、いやがるのを無理に押えつけて針治療を行っている。

又五郎の症状は、手足は細く、肋骨や背骨も現われる程瘦せているが腹はかたく膨隆し、指ほどの虫が幾条も触れる(膨満した腸管?)とある。

しかし又五郎は、治療の甲斐なく文政元年(一八一八)九月に十一才で死亡している。

この頃は伴信友とは良好な親友関係にあり、信友の問いに對

し医学書や薬の処方などを書き送っている。

これらの手紙をみると、篤胤は可成の医書を読んで医学に精通していたと推察される。

② 天保十二年の正月、著述の差止めと秋田藩への身柄預かりの沙汰となり、帰藩の途中に下野国仁良川に一時滞在した。

その時陣屋役人渡辺善藏の孫娘(六才)の病気を治癒させ名聲を博し、「活薬師」と称された。ここではその他多くの人々の診察を手がけたとされている。

③ 篤胤は天保十二年四月二十二日に秋田に帰り、同年十一月には十五人扶持(二人扶持は、一日五合で、年三百六十日計算で一石八斗)給金十兩を賜っている。

同年十二月二十三日藩主(佐竹29代義厚)の病気の医案を出すように命令を受け、翌日上申している。

しかしこの医案は「傷寒論」の少陰病篇に記載されてある四逆散に葛根と蒼朮湯を加えたものである。京都の医家和田東郭の治験した薬(江戸で開業した折、篤胤もこれを使い全活させた覚えもある)で、自分は直接診察したものでないし、また多

くの医学書を江戸に残して来たので、うまく行かないかもしれないと言訳をしている。

四逆散の処方傷寒論に分量が書かれていないので、東郭の加減の分量であることわっている。

芍薬一錢四分 甘草六分 柴胡七分 枳殼二分五厘 本方二錢九分五厘

証により焼牡蠣(一錢二分)・吳茱萸(一分五厘)を加える。

○肝積頭痛肝火亢上逆赤眼加、石膏(二錢五分)・麦門冬(一錢) ○両脇苦滿胛下有痞塊者加、劉奇奴・吳茱萸・牡蠣

○肝火亢発癲狂者加、羚羊角、或加、辰砂金汁

以上篤胤はこの医案を上申し、十二月二十五日から翌年一月五日まで、藩侯の病氣平癒祈禱を行っている。

その後藩侯の病氣がよくなったので、篤胤の名声が高くなり名医としてもはやされるようになってきている。

更に藩の要人小野岡大和の病氣を治し、藩の寺社奉行小貫佐渡の末家の小貫家の家人の病氣に、「ツボフトウ」(洗腸器)で洗腸をして全快させて、篤胤の

評判は益々高くなっている。

この様に多くの病人を治癒せしめたので、神様と崇められたほどであった。この当時の診察の記録は妻織瀬の「戴恩日記」に残されている。

篤胤は江戸にいる鉄胤に、彼足より医案を頼まれ是非なく十人許り大難渋の大病人の薬さしず遣し候ところ悉く神功を得て、腕こきの医者十人二十人の余など手コズリ候病人癒り候。(中略)尤病人は一人も診察せず容態を聞いて薬ををしへ候のみなり」という手紙を送っている。

一方、篤胤は医療活動だけでなく、医学の研鑽にも心を配り、江戸に居る鉄胤に医書や医薬品の送付をしばしば依頼している。このことは当時の篤胤の鉄胤宛の手紙(天保十三年十四年)から読みとれる。

晩年の秋田での二年半の短かい生活の中で、藩主から平民に至るまでの広い人々に対し尽した医療活動は、秋田の医療界に大きいインパクトを与えたと考えられる。

超人的な著述活動をした博覧強記な篤胤が、医学に関しても確固たる信念を持ち、医書の上でも診療の実際面でも、当時の水準以上



の仕事をした事実は、もつと称賛されるべきであろう。

篤胤の医学は古道学に基礎を置いたものであるが、西洋医学(解剖)にも注目し、病人の心理や医者の倫理を論じ、養生法(予防医学)を力説していることは、現代医学にも通じるものである。

註

※一 平田鉄胤宛書簡(天保十三年十一月二日付)

※二 山田孝雄、沖野岩三郎による。

※三 織瀬夫人は文化九年八月三十一才で死亡。文政元年に迎えた後妻も同じ織瀬を名乗る。長女千枝子は成人してお長(蝶)といっていたが、継母の死後、お長も

織瀬(三代)を名乗った。

※四 渡辺金造『平田篤胤研究』

※五 『志都乃石室』は「志都乃石屋」「靜能岩屋」などと書いているものもある。

※六 疝病とは小児特有の病気で、痩せ、腹水、黄疸などがでることがある。十二指腸虫症、腸閉塞、結核性腹膜炎、肝炎などの総称。

※七 篤胤の長女千枝子(お長)は、文政七年碧川篤真(篤胤の弟子)と結婚している。篤真が平田鉄胤である。(日本医学史学会会員)

房総九十九里浜の佐藤信淵(四)

網元・北高根村の市郎左衛門と信淵

酒井 要

突然川越氏から速達があつて、信淵遺蹟探訪に來られると聞き、取急ぎ二三の郷土史を聞いてみました。

一宮町史には「農政学者佐藤信淵は、寛政の頃一宮藩に招かれ、地曳網振興の指導にあたり、北高根村酒井履信(通称赤紋)に居つ



北高根村市郎左衛門(赤紋)家敷と酒井要氏

た。」とあり、当時、平田篤胤、大原幽学、梁川星巖、太田錦城等も一宮に逗留していると述べられていた。

信淵の「漁村維持法」には、九十九里代表の網元五人を挙げた中に、市郎左衛門があり、そこには私の家の分家が、屋敷続きになつており、信淵の立場から調査にみえたのは、父にきいても始めてだと言つて居ります。川越氏も、始め一宮市で、中村正紀氏にたずねた時、赤紋とか酒井履信の家とまではわかつて、その家が、市郎左衛門という家と同じ家であるという事は、わからなかつたそうです。今度の急な探訪となつたのは、一宮の白鳥晁舜氏が、白子町史の赤紋の記事をコピーで送られた中で、赤紋はすなわち市郎左衛門であることがわかり、町史の著者川村優氏へ問い合わせがあり、関係の方々がそろつてお出でなされるもようでしたが、探訪記の原稿が切が迫つていたので、一まず独り

でいらしたのでした。

さて、私の村の網というのは町史によると、昔は名主所左衛門が持つていたそうですが、元禄十六年十一月、九十九里の大津波で殆ど各村とも全滅し、その後、藩の資本援助で細々とはじめられ、寛政元年の、代官伊奈撰津守の特段の援助にて、一宮藩の手網同様となつていたようです。信淵伝によると、寛政四年に一の宮藩に招かれていたから、その不況時に招かれたものようで、その頃だと、まだ所左衛門名儀だつたようだし、九十九里代表網とはなつていないはずだと川越氏の説でした。その後網は一旦廃業となつた、とあり、文化十二年七月に、その廃網をゆづりうけて網を再開したのが、分家の市郎左衛門だとみえ、分家では、驚部落に納屋をたてて開業し、その後、豊漁がつづき、明治初年八斗へ引越すまで、非常な発展をみ、信淵は九十九里五人の一人に数えられるまでになつたようです。川越氏は、漁村維持法の著作過程に大事な傍証がえられるようだとのお話でしたが、それは別に氏が論究されるそうですので、しばらくおいて、信淵との交渉のあつた市郎左衛門は、何代目

になるのか、本従寺の墓地へ案内しました。

赤紋の墓地は約六〇坪、二六基の墓があるが、皆七、八〇センチ位なのに、一基超特大(三段、市六〇センチ角、全高二メートル八〇程)のがあつて、「文仏院成真日顯」と筆太に刻まれ、碑文がある。それに依つて述べると、分家後何代目かわからないが養子で、義一といひ、市郎左衛門を襲名、享保中官命で、新田を開いたことがでているが、網のことは述べられていない。寛政四年七二才で歿しているから、信淵との関係は深くはないことになる。そして網をゆづり受けた文化十二年頃は、義一の弟の子が襲名した頃ではないかと思われるが定かではなく、この超大墓を建てたのは義一の三十三回忌にあたる文政六年に、弟の孫にあたる信義が建墓しているのを見ると、これ程の墓を得た赤紋は、文政六年は既に網元として成功をおさめた時とみなければならぬ。すると、信淵が東金へ留つた第三回目にあたり、信淵をして網元五人に数えられたのは、この信義と称する市郎左衛門でなければならぬ。

この赤紋の家は、現在その屋敷



信淵と親友のあった市郎左衛門の墓

房総九十九里浜の佐藤信淵(五)

## 網元・屋形村の惣兵衛について

中村 治郎

昭和十四年八月の「千葉文化」誌に、林天然先生が「房総に於ける佐藤信淵の遺跡」と題して、そのアウトラインを列挙された。その九十九里浜の項に、次のように紹介された。

九十九里は、東金の正東二里半、南北十五六里に亘る長汀で、有名な鱒の漁場である。信淵の父信季安永中九十九里浜地方に滞留すること三・四年。其間長生郡関村北高根の市郎右衛門、山武郡豊海村不動堂の角兵衛、同村粟生の総兵衛、同郡上塚村屋形の惣兵衛等と親交を結び、「漁村維持法」二巻を著した。

と述べており、この網元の探訪は、研究者間でもはたされていなかったようである。

川越氏の来宅を機に、きいてみたら、屋形の惣兵衛は、自分の勤務校の村のようなので、その跡をたずねることを引きうけたのである。

の三分の一位に縮少し、母屋も往古は口の字型だったそうだが、その四分の一を残し、昔の納屋と、氏神の稲荷様が残され、尚まきの大木が三本、その他松やけやき等の大木が屋敷まわりにそびえている。子孫は千葉市へ移られ、やはり赤紋の看板を出しておられるが、今住んで居られる小高さんは、ちょうど川越氏を案内した時、昔の石がきの一部が、邪魔になるといので取り去っていたところだった。私の聞いていたことは、酒屋をしており、その酒造りの井戸が大きく残っていたが、今はうずめてしまいました。酒屋をしたのは、明治になってからでしょうか。

川越氏を氏神の杜へ案内したら、これは立派な神社だ、いかにも農業と漁業をなされた家らし

く、料拱間の彫刻が波と俵が彫られており、屋根の茅葺きも厚く棟飾りも略していないし、でも廃社の寸前ともみえるから赤紋の盛事を証明できる一つでもあるからとて、メモを渡してくれました。それに「一間社流れ造り、二重繁極木(角)、三斗組、海老高梁、腰組あり、全面に彫刻多く、特に支輪板にあたる部分、妻の大瓶束のある部分が、全面板がはられ、一ばいに前述の彫刻がなされている。内陣は二つに区分され、おおかた稲荷様の外に海の神を祀ったのはなかるうか」とありました。夕景茂原までお送りし、再調査を約してお別れました。

(千葉県長生郡白子町北高根住小学校教頭)

云々

それから二十七年後の昭和四十四年東金文化協会の会報「東金文化」に、柴田武雄先生が、信淵の東金との関係を中心に連載、現在十一回で未完であるが、その中でも、こうして何人かの門人がおのづからできたのであるが(四軒の名略す)などは当時の入門者と

レリ其中於テ漁業ヲ能ク勤シ且日余亦亦金豊里ニ西岸村惣兵衛屋形村惣兵衛不動堂村前兵衛水高根村一軒左衛門柳仁村市郎右衛門此五ヶ所引継ぎ大木在ハシル様ニ精進修業カヨリ因テ其原野引継ぎ惣兵衛ノ御持トシ彼木田畑田圃ヲ引継ぎ三四百石年々才徳作徳ヲ得リテ並代家末カ此百石ノ御持トシ惣兵衛ノ公啓ヲ勤シ

信淵自筆の漁村維持法

屋形村惣兵衛始め五家が出ている



屋形村の惣兵衛家敷趾（梅林）と中村治郎氏

九十九里には屋形という地名は外にもあるが、大網元のあった屋形は、山武郡横芝町宮前だけで、この海保惣兵衛家がその家である。明治三十年頃までは網元をしており、この界わいに政治的・経済的な強大な力を持って居られたが、その後、長男は東京へ、次男の方は同じ郡の松尾駅前通りに移られ、海保薬局を開業されておられる。今は勿論家は取こわし、盆とか正月に、御先祖の御供養に帰られる程度である。惣兵衛屋敷は

梅林となり（梅林となつてゐる部分は約五〇アール）近くの伊藤明氏の所有となつてゐる。

惣兵衛家の墓地は、屋形宮前にあつて、本家や分家の墓地と同じところにある。本家は千神家といひ、第一分家を登戸家といひ、第二分家が惣兵衛の家のようにある。この三家が、この辺の海岸にいつれも大網元として勢力があつたといわれている。

記録がないので墓碑から推理すると、本家千神家といわれた海保長左衛門家は天正（一五七三）、元和（一六一五）、寛永（一六二四）、正保（一六四四）、明暦（一六五五）といった年号をもつ大きな石塔がならび、

第一分家の登戸と称された海保伝衛門家には、天和（一六八二）から安永（一七七二）年間の石塔が並び、

第二分家である惣兵衛家の墓石は、安永庚子（九年、一七八〇）正月、海保茂右衛門建之という同家初代の墓がたつてゐる。これら三家の石塔は、ゆうに九尺に及ぶもので、唐破風のついた豪壮なもので、当時の勢力の程が知られる。千神家は一五七三〜一六五五まで、登戸家はそれにつづいて一六

八二一七七二まで、惣兵衛家は一七八〇で巨大墓がとまつてゐるのは、三家の勢力消長を物語るもののように、信季の来訪時は、登戸家の全盛期の後期にあたり信淵

### 房総九十九里浜の佐藤信淵（六）

## 銚子の柳仁平治の跡

柳 栄

信淵の父信季の書かれた漁村維持法には、九十九里の大網元五軒の中に銚子の柳仁平治も出てゐるということですが、これは私の四、五代前の仁平治で、代々仁平治と呼んでいましたから過去帳で調べてみることにします。

信季様がはじめて九十九里にみえられたのは、はつきり年はわからぬようですが、その本の出来たのが安永九年といひますから当然その前でしょうし、その時点では了志居士と戒名のある仁平治が五十四才、その娘海相大姉の夫即ち婿の了相居士（飯岡の近藤平左衛門の四男）が二十二才、すると信季と交際のあつた仁平治は天明七年十二月朔日に六十一才で死んだ仁平治のようです。

の来訪時は、惣兵衛家の全盛期にあたることになるようである。

（中村城氏の長男、横芝町立上堺小学校教頭。千葉県山武郡九十九里町法久住）

次に信淵様が私の家を訪ねられたのは文政九年の夏だといひから、その年の仁平治は、前述の仁平治の娘婿当時二十二才が、この時六十八才で、その子が去年四十四才で早死し、孫が十九才だった。私はこの孫のひこまごにあたるのですが、大正元年銚子をはらつて現地へ移りました。

銚子の家は清水町にありましたが、今の製水会社の附近一帯で、醸造用水であつた水元の井戸の面影も多少残つてゐます。

家業は醬油製造業を営み、糸という印で江戸方面に可成の出荷をし、石数番付も上位の方で、当時の殿様は松平右京大夫様と申し、その御用達をなし、名字帯刀御免であつたのです。



銚子の柳仁平治家の墓 信淵の交友だった方は中央のお墓柳家の皆さん、法要の時写す

信淵様が経済要録に「一昨（文政九年）丙戌の夏銚子に游で醬匠柳仁平治が家に滞留せり。一日上人に誘はれ黒辺より犬吠鼻に獵し、幸に彼岸上に車止加の野睡せしに遇て、及ち鉄砲を放ち一獣を授り得たり、其だ大なる車止加にして、其長さ一丈三尺に及べり、早速に此を買はんことを請ふ者ありて錢七千文を得たりき」と書いてあるようですが、当時は網元としてよりも、醤油製造の文化年間の醤油製造業仲間には名は出ているが、網元仲間には名

とあるのが、信淵様と関係のあった仁平治となるようです。この了相居士はなかなか霸気に富み、男の中の思と調はれた人であったと年寄から聞いています。ちなみに信季様をお迎えた了志仁平治は当時四十才。信淵様のお世話をした仁平治妻は六十一才、この年の九月八日に亡くなっていますから、信淵様滞在の夏はもっぱら嫁のきん女（時未亡人となり三十八才）がお世話したことと思われま

す。佐藤信淵様の柳家に御滞在なす

出てないときいていますから、信季様お出でから信淵様お出でまで四十五年から五十年ほどの間がありますので、その間の早い年代に職業をかえたのかもしれない。私へ川越先生がはじめて手紙で問合わせのあったのは昨年の五月でしたが、先生は銚子の宝満寺へきて連絡くださったようで、寺では家の墓碑など写して差上げてあるようで、左のお墓に（写真）

了志居士 貞志大姉

了相居士 海相大姉

### 房総九十九里浜の佐藤信淵（七） 九十九里の網元たち

った時分は、家業に専念する当家再興の人と云はれた了志居士と、霸気あり男の中の男と謳はれた娘婿の了相居士とによって家運は愈々隆昌であったように思われま

派なもので先祖が寄進されたものでしたが惜しくも過年三月十八日の空襲により焼失しました。其の後寺は銚子市街地からお墓と共に郊外に移転現在に及んで居ります。  
（野田市野田四七六住）

九十九里の漁業に関する佐藤家の知識は、信季の「漁村維持法」に詳しい。それによると、信季の九十九里滞在は、安永初期（二七七六頃）であるから、菊地利大氏の九十九里豊漁七〇年周期説に従えば、第二不漁期の真中頃にあたって

した二時代の九十九里が描かれているように思われる。まず、維持法にのっている当時の網元の分布をみることにしよう。  
東浪見（七）、一の宮（四）、一つ松（高根）（九）、観音堂（浜宿）（四天木）（今泉）（貞亀）（三〇）、不動堂（粟生）（片貝）（権現堂）（作田）（元須賀）（五〇）、松枝（横地）（蓮沼）（屋形）（三、四〇）、大田（味戸）（戸川）（銚子）（飯沼）（七〇）計二〇〇条。とみえている。  
この地名を五万分の一の地図で、海岸線からの距離をはかってみると、大分奥にひっこんでいる。

木島 よし子

東浪見 一・五キロ  
 一の宮 一・二・五キロ  
 高根 一・三・五キロ  
 浜宿 一・二・五キロ  
 四木 一・五キロ  
 不動堂 一・二・五キロ  
 粟生 一・七キロ  
 作田 一・二・五キロ  
 蓮沼 一・八キロ  
 屋形 一・二・五キロ

大体二キロ程度の地点で、それが海岸線と平行の形をなしている。九十九里は現在でも、毎年メートルほど海岸線が前進している。隆起海岸であるから、これを信季の遊歴期まで逆算すると、約六〇〇メートル海岸線が内陸にあったこととなるし、信淵の遊歴時には約五〇〇メートルの内陸にあったことになる。これを五万分の一の地図で見ると、片貝で十字路となっている浜通りは、信季の頃には汀であり、信淵の頃にはちょうど納屋が建っていた場所になる。事実この浜通りは、信淵の遊歴された第三豊漁期にできた納屋聚落なのである。そして現在は更に海岸その間に産業道路が通っており、そこにみえる何々納屋という地名は、その後第四豊漁期にできた納屋聚落であるという。

こうみてくると、当時の大きな網元は、前頃の北高根・不動堂・粟生の旧網元の家のように、その家を水田の中に残して海は前へ前へと前進するのにとり残されてしまった形をなしているのである。

九十九里には、信淵の言うように豪家が多かったが、時代と共にそうした旧家はこわされていった。そしてわずかに作田にあった作田家のみが昔の形を残していたので、江戸時代網元建築の文化財として、今は民家園に移築保存されているのである。

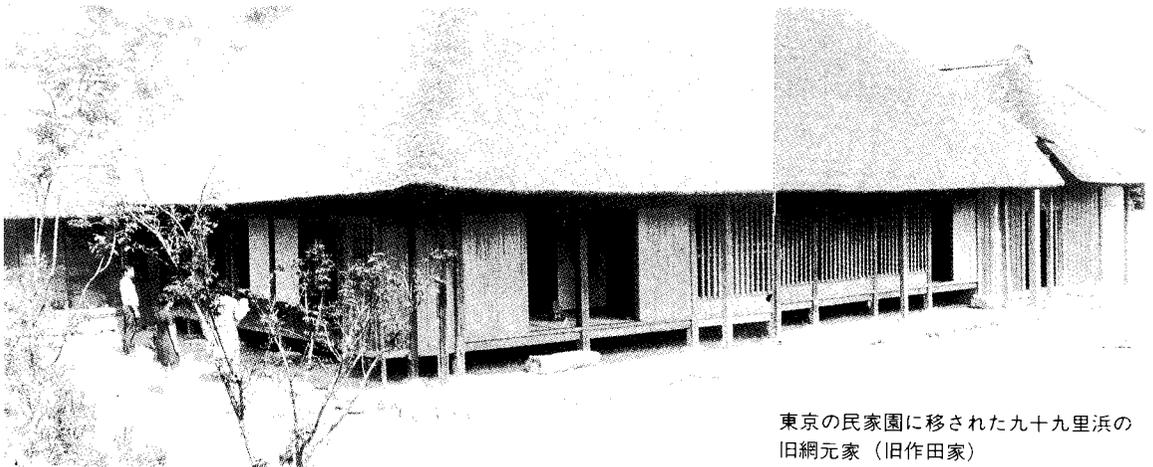
私たちは、去年の九月十日、川越先生御夫婦を、その民家園へ案内した。私も夫も大学で建築学科だったので、一度民家園を見学してみたとも思っています。川越先生が以前、文化財保護委員、しかも建築部の、だったからお話もうかがいたいからであった。

民家園の正式な名称は、川崎市立日本民家園といい、文化創造という見地から、全国各地の代表的なものを選んで、移築復原しているもので、現在は十棟ほど移築されている。

東京から、多摩川を渡ってすぐ、小高い山山がちな多摩丘陵の

一角、向ヶ丘遊園地のすぐうら手にその民家園はあった。ここは市立の生田公園の一部をなしており、廻りにはたくさんの緑の木々が茂っていて、見るからに民家を移築するにふさわしい所だった。休日であったのに、民家園が出来てまもないせいか、私達の他に、二、三人しか来ていなかった。

九時半の開門を少し待ってから受付で記名して中に入った。小道を少し登ると、いくつかの民家が見えだし何か山間の村へ入って行くようだった。旧作田家は、民家園の中ほどにある丘の上の見晴しの良い処にあった。眼下の公園越しに見える緑の木々のあたりは、昔は太平洋の荒波であったのだらうか、何年か前に行



東京の民家園に移された九十九里浜の旧網元家（旧作田家）

つた時の九十九里の地平線に消える荒海の海岸が思い出された。

旧作田家は、元千葉県山武郡九十九里町の作田綾平氏の住居で、約三百年前の民家である事から、

重要文化財に指定されている。

この家の特色は、「主屋」と「かま屋」の二つの建物が直径四十七センチぐらいの杉丸太を割った、谷ドイによってこれは別棟造りと呼ばれている特色のある民家で、四回や九州にも一部に見られる型式との事である。外から見える特長は、二棟の屋根の他に、*しし窓*と呼ばれる窓がある。これは、表の開口部一ぱいに荒タテ格子がはめ込まれてあり、この建物のデザインされた美しさが見られる。さらに、しし窓の並びには縁側にたみをしたような形の玄関があった。ここはいつも使われてなかったのだらうか、大きな雨戸が締められるようになっていて玄関のようないメージはしない。また主屋の方の建物は、湿気から建物を守る為であろうか四〇センチほど床が高くなっている、家の隅ずみ迄、気持ちよい潮風が通るようになっている。

小さな棟の屋根には、火から守るまじないであろうか、あるいは

漁業に関係のある水の神を祭る為か、「水」と刈り込まれたわらの棟飾がついていた。

かま屋の建物を正面から中に入ると、一五坪ほどの上間になって裏口までつづいている。入った右手には季節ごとの漁具をしまう物置が三つあり、その上には長い間潮風にきざまれたのであろう、白く朽ちた櫂(かい)が三本掛けてあった。又奥の一角には黒くすすけたでえどこが、流しと三日の釜所どが、今にもいぶつて来そうなたたずまいを見せている。

上間から上つてすぐの板貼りの部屋は、上の間と呼ばれていて、この建物の中で一番大きい、十二坪ほどの部屋となっている。ここは、一番特長ある部屋で、大きなしし窓からさし込む光りは、屋根裏へと走って、曲りくねった松の小屋根と戯れ遊んでいるかのようだった。案内人の話では、この建物を造る時、大工が腕をきそって曲りくねった松の木をさがし、組み上げたとの事で、当時建築材料のない中で、精一ぱい、腕を見せ、また贅沢をしたのであろう。昔の人の得意気な顔が目に見えるよう

で楽しかった。さらに奥へ進むと、玄関につづくタタミ敷きの客間が

漁村維持法下巻

玄明窩 作藤信季 著

漁村維持法下巻  
海に出れば魚類多ク以テ第一トス魚ヲ漁  
ノ業ハ海魁ヲ獵リ大ナルハ無シ隣凡九十九里  
云フ漁ミテ年々三千万金ノ鰯ヲ漁シ海濱頗ル  
富饒ナリ行カレモ漁村ヲ維持スル法ヲ行ヒ  
既ニ財用ノ徳蓄出来タル上、国君ニ言上シ漁  
民等ト相議ラテ大ニ鰯ヲ獵スル計策ヲ行モ宜

信淵自筆の漁村維持法 (浅草文庫蔵)

二室あり、この家の、網元としての格式の高さを物語っている。部屋には、古いタンスがポツンと置

かれ奥座の床の間には、墨でかかれたタルマの掛軸が主人のいない家を守っているかのようであった。さらに客間の縁側ぞいに奥へ行くと、「かわや」と板貼りの「風呂場」があった。その外に、客間、上の間、上間に囲まれた家の裏の部分には、上間からつづいて、茶の間、寝間がうす暗くつづいていて、女、子供が寝たのであろうか。

約八〇坪のこの家を見終り外に出て感じた事は、網元がお金にあかして作ったと言う豪荘なイメージとは違って、何かあたたかで親しみやすい感じがしてならない。しかし三百年前の当時としては、

八〇坪の民家は大きな家であった事は間違いない事であろう。

むしろこの建物を、二棟造りにした事は、一棟造りに造ると屋根が大きくなり身分不相応ではないけに農漁民が、大きな家を作る為

に考えた、一つの生活の知恵ではないでしょうか……。始めて見た時のかま屋が、物置小屋に見えたのは、私だけではなかったでしょう。

午前中ゆつくり他の民家も見えて廻り、往過に、帰途につきました。とても楽しい一日でした。九十九里網元の中位の一例として紹介いたしました。

(夫妻共一級建築士。東京都品川区戸越六ノ五ノ二十一住)

# 平田・佐藤両大人頌徳歌について

—— 作歌・作曲者及び楽曲の考察 ——

松本秋次

## 一、発端と経緯

この楽曲との最初の出合いは、平成元年八月二十四日である。この日は、平田篤胤大人生誕祭が手形大沢広沢山の老松に囲まれた小高い丘の奥津城で執行されていた。祭事は簡素ながら厳肅に行われた。彌高神社宮司の祝詞に続き、雅楽の調べで大沢町内子供会の明德小学校児童四人の女兒による「浦安の舞」が優雅に奉納された。そして、最後に地元老人会の手形大沢春光会長山口考治氏ら十数名のメンバーによって、この楽曲が披露されたのである。折からの涼風にのり、朗々と流れるメロディは平田篤胤大人の遺徳を偲ぶにふさわしく、筆者は非常な感動を覚えた。

生誕祭後、早速彌高神社宮司の北嶋昭氏にこの楽曲の楽譜の有無をうかがったところ、「秋田県教育史」(第二巻・資料編二)に掲載されていた。(楽譜1)

翌平成二年五月一日の例大祭宵宮祭には、明德小学校合唱部指導者の三浦ゆかり教諭に依頼し、ピアノ伴奏をつけ、合唱部児童の歌唱を録音テープに集録して披露した。

その後、平成三年五月二日の例大祭に北嶋宮司よりこの楽曲についてと、作歌・作曲者について調査し、発表してほしいとの依頼があった。在職中音楽教師を勤めたので責を果たした。この文章はその発表要項をもとにまとめたもので、各位のご指導、ご批評を得れば幸いである。

## 二、作歌者 坂 正臣について

坂 正臣(二八五五―一九三二)は、明治・大正人名辞典や歌人系譜などによると「坂 正臣」と掲載されていたが、本姓は「坂」である。安政二年愛知県知多郡横須賀町(現東海市)の坂丈右衛門の長男として誕生。「厳父は、正緒・敬簡と号し、丈右衛門と称す。文

87 平田・佐藤両大人頌徳歌の制定

明治四十四年四月十七日

自明治四十四年 壬辰年「内務部教員課事務簿」

神靈眞柱大を稱へ申す唱歌 御歌所主事 坂 正臣作歌

## <楽譜1> 神靈眞柱大を稱へ申す唱歌

(二調 四拍子) 女子音楽學校長 山田源一郎 作曲

1 5ー 0  
2 3ゲもロ  
3 2リのキ  
4 アおマ  
5 シくヒ

1 1サビコ  
2 ナギミ  
3 ビミテ  
4 フアシ  
5 ルシニ  
6 シアト  
7 キガサ  
8 ホニ  
9 ミタト  
0 ノ

1 1アミヨ  
2 7ラそモ  
3 6キラニ  
4 イさオ  
5 アヤシ  
6 キカヘ  
7 ニにラ  
8 フアシ  
9 キもノ  
0 オおク

1 1ミアイ  
2 トよテ  
3 ツヒハ  
4 タなア  
5 ヨいア  
6 フキタ  
7 ソのル  
8 シチカ  
9 アカミ  
0 ケナコ

一段  
しげり、あひつる、醜草を、  
荒き、氣吹に、吹靡け、  
一つ、尊き、大君の、  
道を、世にこそ、しめしけれ、

二段  
雲の、おほひし、天つ日に、  
みそら、さやかに、仰ぎ見る、  
御代と、なし、も、おほかたは、  
荒き、いぶきの、ちからなり、

三段  
ひろき、まなびに、敏きこ、ろ、  
四方に、をしへを、敷きみて、  
出羽、秋田の、くにさとの、  
ほまれ、あげたる、神は是

字を以て郷党に重んぜられる……とあるから、郷士で家塾を開き、当時としては、かなりの知識人か学者であったと思われる。正臣は「幼より好んで国書を読み歌を詠す。」とあるので、幼少のころから学問を好み、和歌も作っていたようである。

十八歳の時に選ばれて、三河国砥鹿神社の権弥宜に任せられたが、後に東京に出て新聞社(不詳)に入社している。

明治二十年宮内省御歌所に出仕し、華族学校教授に任せられる。明治二十九年十一月から常宮・周宮両内親王殿下に習字・国文の御稽古を申しあげるよう内勅を受け、明治三十年十月には、宮内省御歌所寄人を仰せ付けられている。明治三十四年は富美宮、明治三十七年には泰宮へも習字・和歌を教授している。明治四十年御歌所主事に任せられ、当時としては、書道・歌道の大家として活躍し、芋田・椀園と号した。夫人は神官二宮殿櫃の長女で、二男三女あり、長男と長女の夫は、海軍軍人で、正五位勲四等に叙せられている。

彼は、滝廉太郎作曲の日本の代表的な歌曲「花」(春のうららの隅

田川)の作詞者、武島羽衣(宮内省御歌所寄人)らと「歌会七草会」を主宰している。また、十和田湖をこのうえなく愛した大町桂月らと共に「合評徒然草新解」を著作出版した。日本の代表的な歌人、佐々木信綱と共に歌集「松の門三艸子」に参画しており、明治から大正・昭和初期にかけての代表的な歌人の一人である。

「平田・佐藤両人頌徳歌」が制定されたのは、明治四十四年であるから、彼が宮内省御歌所主事として最も活躍していた時期と推察される。

### 三、作曲家 山田源一郎について

山田源一郎(一八七〇—一九二七)は、東京都の出身で明治二年山田鑑上の長男として誕生。父や幼時の記録は不明である。

明治二十二年東京音楽学校(現東京芸術大学音楽部……いわゆる上野の音楽学校)を卒業と同時に母校の東京音楽学校助教に任せられ、間もなく同校教授に昇任している。

明治初期の日本の音楽教育は、伊沢修二(注1)によって創始された。伊沢は、明治十二年文部省に「音楽取調掛」を設置し、音楽

教師の養成に当たり、明治二十年「音楽取調掛」を「東京音楽学校」に改組している。

山田源一郎は、改組当初の卒業生であり、成績は拔群であったと思う。その後、東京高等師範学校教授を経て、明治三十六年に、神田に私立女子音楽学校(後の日本音楽学校)を開設し、校長として音楽教育に尽力した。

明治三十九年には、小松耕輔(秋田県出身・注2)、小林愛雄らと「楽苑会」を創設して、オペラ運動も凶っている。

「日本唱歌集」(堀内敬三・井上武士編、昭和三十三年、岩波書店刊)の中に掲載されている「小学唱歌」(伊沢修二編、全六巻、明治二十五年・同二十七年)によると

「この中には当時の新進音楽家、日賀田方世吉(明治二十年音楽取調掛修了)・内田衆太郎(同)・山田源一郎(明治二十二年東京音楽学校卒業)・依田弁之助(同二十四年同校卒業)などの新作が載せられているが、これからも伊沢修二の新人起用、新作奨励の理想実現と見ることが出来る。右は準官選

の唱歌集ともいえるべきもので、重要な教材集であった」と記され、彼の名がある。

同じく「日本唱歌集」の中に、教科適用「大捷軍歌」(山田源一郎編、全七巻)が掲載されている。

それには、「各種の軍歌曲集が日清戦役中に現れ、中でも東京音楽学校助教山田源一郎編の『大捷軍歌』(明治二十七年・同三十年まで、約四十曲)は「勇敢なる水兵」(佐々木信綱作詞・奥好義作曲)

「豊島の戦」「坂元少佐」「大寺少将」「樋口大尉」などを含み、これらの歌は戦況を描写するニュース性と武士道精神に基づく英雄叙事詩的な性格のため、時流に投じた戦時的流行歌となつて小・中学生のみならず一般民間人にも広く歌われた。(以下略)とある。当時の彼の活躍が偲ばれる。

音楽教科書(当時の唱歌教材集)の編集・発刊にも数多く携わっている。その主なものとして、教科適用「新唱歌」(山田源一郎編二巻、明治三十年・同三十一年、十字屋書店刊)、「女学唱歌」(山田源一郎編二巻、明治三十三年・同三十四年、共益商社楽器店刊)、「中学教育唱歌集」(山田源一郎編、明治四十年、共益商社書店刊)などを挙げることができる。

明治四十四年六月、当時の秋田県教育会機関誌であった「秋田県

教育雑誌」(三七号)の中に、「日本音楽協会の音楽講習会」の案内紹介が掲載されている。

「同会は男女を問はず普く音楽科教員及該教員志望者並に東京音楽学校入学志望者其他一般音楽研究志望者の為め来る八月一日より同月二十一日迄向ふ三週間第九回夏季講習会を開設するよし志望者は志望の学科日並に住所職業姓名を記入し来る七月三十日迄に本会に差出すべしと云ふ

夏季講習会要項・講習科目及

ひ講師

一、唱歌科

東京高等師範学校教授

山田源一郎君

女子音楽学校講師

清水金太郎君

女子音楽学校講師

船橋 栄吉君

一、ピアノ科

(講師 略)

一、オルガン科

(講師 略)

一、ヴァイオリン科

(講師 略)

一、和声学

(講師 略)

東京高等師範学校教授

山田源一郎君

一、小学唱歌教授の実際

東京音楽学校教官

松井 壮吉君

各科共講習生の学力程度を参酌

し中乙二組に分ち又随意科目として楽理を課し随意聴講を許す

一、会場 東京市神田区錦町三

十一番地本会本部

二、講習料

一、一科目 金壹用五拾銭

二、二科目以上兼修者は一科目

を増す毎に金壹円を加ふ

一、講習員は講習料の三分の一

以上を申込書に添へ前納す

べし

(以下……省略)(原文のまま)

当時の秋田県内教育界の最高団体であった「秋田県教育会」がこ

のように掲載する程に彼の名声は

知られていたと思う。しかも、前

記のように明治四十四年は、この

「頌徳歌」が制定された年と重ね

て考えると、作歌者坂 正臣と共に

に当時の斯界で、もつとも注目さ

れ活躍していた音楽家であったと

推察される。

四、楽曲について

この「平田・佐藤両大人頌徳歌」

の曲名にある「頌」は辞書による

と、①ほめたたえる……頌美。②

ほめることば。功徳をほめること

ば……頌辞。③詩経の内容分類の

一、六義の一。神の遺徳をほめ歌

つたことば。④他人の功徳をほめ

たたえることばとある。

「頌徳」とは功績や徳行をほめ

ること。「頌歌」とは、栄光や徳、

功績などを褒めたたえる歌。とあ

るので、「唱歌」とは全く違う。

たたえることばとある。

「頌徳」とは功績や徳行をほめ

ること。「頌歌」とは、栄光や徳、

功績などを褒めたたえる歌。とあ

るので、「唱歌」とは全く違う。

西洋音楽でレクイエム(鎮魂曲)

という曲があるが、これとも性格

は異なり、ミサ曲の中にあるグロ

ーリア(栄光の賛歌)に近い。

楽曲は、二長調、四分の四拍子

で全く西欧風なドレミファソラシ

ドの七音階の曲である。

曲の形式は、十六小節からなる

二部形式(唱歌形式、または歌謡

形式ともいう)である。一番多い

典型的な二部形式は「起承転結」

にそつて、a(四小節)a'(四小

節)b(四小節)a(四小節)で

ある。例えば「荒城の月」(滝廉太

郎作曲・楽譜2)「浜辺の歌」(成

田為三作曲)などがそれである。

しかし、この「頌徳歌」は典型

的な二部形式と異なるa(四小節)

b(四小節)a'(四小節)b'(四

小節)に似た形式である。このよ

うなa b a' b'の二部形式の代表的

な曲は、ドイツの歌劇作曲家ウェ

ーバー(一七八六―一八二六)の

歌劇「魔弾の射手」序曲の中でホ

ルン四重奏で奏されるメロディー

がある。これは合唱曲として讚美

歌にもなっている。

日本では、佐々木信綱作詞で「秋

の夜半」という題で歌い継がれ、

中学教科書にも採用されている曲

である。(楽譜3)この曲の特色は、

前記のa b a' b'であるが、特に注

目すべきは、第二フレーズ(b)

の終止音が完全終止の主音(長調

ではド)でなく、属和音の半終止

(レゾ)を使い、第三フレーズ

(a')へ続いている点である。

この「頌徳歌」も第二フレーズ

が、ファーミレミレ―と半終止

となつて第三フレーズのドーレミ

<楽譜2> 荒城の月



<楽譜4> 我は海の子

♩=126

ワ レ ハ ウ ミ ノ コ シ ラ ナ ミ ノ  
 サ ー フ グ イ ソ ベ ノ マ ツ バ ラ ニ  
 ケ ー ム リ タ ナ ビ ク ト マ ヤ コ ソ  
 ワ ガ ナ ツ カ ー シ キ ス ミ カ ナ レ

ム形「...」は一致している。特に旋律進行は「勅話奉答」の三、四フレーズの「ドーシ

ラ、ソソファミの下行形が「頌徳歌」の二、四フレーズでの「ドーシラ、ソーソラ」と非常に似ている。

楽曲では、歌い出しの「動機」(音楽では二小節の歌い出しで『モティーフ』という)が同じだと盗作云々の論がよくある。しかし盗作云々程音楽的に無学の論はないと専門家で言われている。仮に盗作云々を是認すると、クラシック音楽や芸術歌曲、流行歌、歌謡曲などでは数多く見られる。

旋律は七音(西洋音楽では長調・短調とも)で構成され、歌詞にあつた曲想表現では、使用するリズム形も制限される中で、作曲者は一音一音の進行に苦心しているのである。

この曲は「唱歌調だ」とか「民謡調」「演歌調」「クラシック調」等々よく言われるように、作曲の目的によって、作曲家は歌詞を検討して、詞のもつ気分を曲にするのである。

つまり、詞によって、作曲の音楽的な効果がある点まで支配されるのである。

この曲は前記のように「頌歌」という性格上似ているのは問題にならない。

<楽譜5> 海行かば

Maestoso (力強く) ♩=72~80

大作家持 作曲  
信時 潔 作曲

う み ゆ か ば み ー つ く か ば  
 ね や ま ゆ か ば く さ む す か ば  
 ね お お ー き み の へ に こ そ し な  
 め が ー え り み は せ じ

以上、筆者なりに分析してみると、山田源一郎はもちろん「祝祭日唱歌」を百パーセント承知のうえ、いかに「平田・佐藤両大人」を頌徳し、当時としてはユニークさを表現しようとしたか苦心の跡がうかがわれる。

〔注1〕伊沢修二(嘉永四年(大正六年) 教育行政家。欧米の教育学を日本に導入し明治の教育行政を方向づけるうえで多面的に活躍した。音楽では日本の音楽教育創始者。長野県高遠藩出身。幼少のころより秀才の誉れ高く、慶応三年藩主に従い江戸に出、明治三年高遠藩真進生として大学南校に学ぶ。また、中浜万次郎に英語も学んでいる。

明治七年、開校された愛知師範学校長に任せられ、翌明治八年から同十一年まで文部省派遣でアメリカに留学す。

ボストンの音楽教育家L・W・メイソンについて音楽を学び、音楽教育の実際を見聞して帰朝。明治十二年、文部省に音楽教育取調掛を設置し、その責任者となる。

恩師のメイソンを御雇教師として招き、音楽教育の方針と音楽教師の養成、唱歌集の編集などに尽力す。明治二十年、音楽取調掛が東京音楽学校に改組されると、初代校長に就任す。

〔注2〕小松耕輔(明治十七年(昭和四十一年) 作曲家。音楽教育家。音楽評論家。

秋田県由利郡東山利町出身。明治三十九年東京音楽学校を首席で卒業す。山田耕筈は同校の二年後輩である。卒業から昭和十五年まで学習院教授。その間昭和天皇の音楽教師も勤める。その後、お茶の水女子大学、東邦音楽短期大学、

東洋音楽短期大学教授を歴任す。大正十二年から三カ年間欧米に留学して帰朝後「現代フランス音楽」「音楽通論」「西洋音楽史綱要」「楽聖伝記叢書」(全四十五卷)などを著作出版す。代表作には「泊り舟」(北原白秋作詞、大正八年)、

我が国最初の創作歌劇「羽衣」(明治三十九年)、ピアノ曲「高原の夜曲」(大正八年)などがある。

昭和二年に「国民音楽協会」を設立し、我が国初の合唱コンクールを開催し、後に全日本合唱連盟理事長に推される。戦後は、毎日音楽コンクール顧問、文部省教員検定委員、教育音楽協会長などの要職を歴任す。

弟の清・平五郎も音楽評論家、作曲家として活躍し「小松音楽三兄弟」は有名である。

昭和五十二年、郷里の東山利町に「小松兄弟音楽顕彰碑」が設立され、「日本語は歌いやすく、美しいことばである」(小松耕輔著『音楽の花ひらく頃』より)が刻まれている。

(元秋田市立明德小学校長)

### 平田篤胤終焉の地 案内説明板建立

思いもよらぬ国許退居を命じられた篤胤大人は、晩年をやむなく郷里秋田で過すことになった。わずか一年余りの日々を中亀ノ丁(現秋田市南通り)で暮らすのである。この間のことは端々として記されている妻お里勢の日記から様な事がみとれよう。その居室は今に遺るこの地に偲ぶことができる。現在仁平家の建つところがそれであり、樹木、文庫倉と茶室などの一部は当時のままという。昭和十二年には仁平俊蔵氏がここに「終焉の碑」を建立した。

平成三年十月七日に地元中通中央地区町内会連合会では「市民ふれあい活動事業」として、地域が生んだ国学者平田篤胤大人の顕彰のために終焉の地に説明板を建立した。同会では地域の歴史文化に接し、史跡保存に理解を深めるよい機会とし推進してきた事業である。説明板は通りに面して木造で銅板葺き屋根のあるものに、銘板をはめ込んだりっばなものである。

中通中央地区町内には、篤胤の生誕地もある他、篤胤の生家で甥にあたる大和田盛胤が養嗣子鐵胤

#### <楽譜6> 物語奉答

♩ = 84

勝安房 作曲  
小山作之助

#### <楽譜7> 大長節

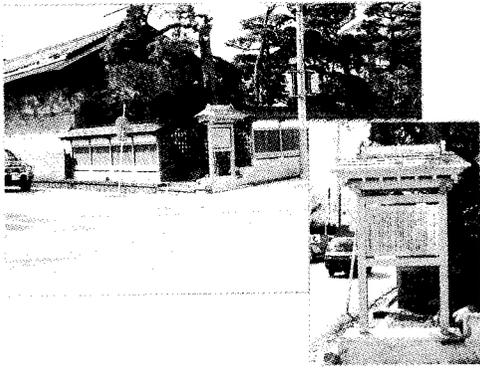
♩ = 96

黒川 貞 作曲  
頼好義

と関わり、小野崎通亮が井口紘等を中心として平田占道学を講じた、雷風義塾址の碑も建立されているところである。仁平氏が終焉の碑を建立したのにつづき、塾址の碑は昭和十五年に進藤彦松氏が建てたものである。この二碑は南通りに面して建てられているが、こうした背景をもつ縁の深い地域柄にあつて、またひとつ新たな平田篤胤大人顕彰の名称を遺すこととなつた。

撰文は次のとおりである。

平田篤胤終焉の地  
秋田市南通亀の町五番二十号  
江戸時代後期の国学者。篤胤は安永五年中谷地町（現在の中通四



丁目二）に久保田藩士大和田祚胤の四男として生まれた。二十歳の正月、志をたて江戸に出て大いに勉学につとめ、二十五歳の時、松山（岡山県）藩士平田篤穂の養嗣子となつた。本居宣長の国学に啓発され、宣長没後の門人となつて国学、神道で一大学派をなし、生涯を学問にうち込んだ。六十六歳の時、その思想が幕藩体制をゆるがすとされたため、幕命により国元秋田に帰り、佐竹藩より当地に居宅を賜つたが、平保十四年九月十一日、この地で六十八歳の生涯を終えた。平田篤胤大人終焉之地の石碑は、この地を譲り受けた、仁平俊蔵氏が後世に伝えるため建立したものである。墓は手形大沢にあり国指定史跡となつている。

平成三年九月十一日

中通中央地区町内会連合会

研究所記事

- \* 02・08・05 佐藤信淵大人命生誕祭 彌高神社
- \* 02・08・05 研究所報第五号発行
- \* 02・08・08 佐藤信淵大人命没後一四〇年祭記念事業 「佐藤信淵先生のふるさとをたずねて」 羽後町西馬内、同郡山他遺跡巡見

- \* 02・08・08 第14回研究会調査委員会羽後町活性化センター
- \* 03・01・25 第15回研究調査委員会 彌高神社齋館
- \* 03・05・01 彌高叢書第四輯刊行
- \* 03・08・10 第16回研究調査委員会 彌高神社齋館
- \* 03・10・07 第五回学術文化講演会「今、なぜ平田篤胤なのか」平田神社創立後継者米田勝安講師（榎イヤカカ会館 秋田市中通中央地区町内会連合会共催）
- \* 04・02・19 第17回研究調査委員会 彌高神社齋館

研究活動

- \* 佐藤信淵大人没後一四〇年記念講演・郷土文化講演会「天保のツバキ」椿岡先生のふたつの世界」秋田経済法科大学教授・文学博士井上降明
- 「子供の命と将来」信淵大人の子供観から」本所研究員齊藤壽胤
- \* 02・08・08 羽後町活性化センター「草木撰種録をめぐる」佐藤信淵と宮貞定確の草木雌雄説」齊藤壽胤稿 「佐藤家霊位の追善供養について」澁谷鐵五郎稿 研究所報第五号所収
- \* 「平田篤胤研究にかけた情熱」伊藤裕先生の逝去を悼む」齊藤壽胤稿 03・09・07 秋田魁新報夕刊文化欄
- \* 講話「本居宣長の木像と平田国学」佐々木榮孝 02・08・24 平田篤胤

大人墓前生誕祭 秋田市大沢公民館

- \* 講座「平田篤胤と佐藤信淵について（上）」齊藤壽胤 秋田県生涯学習センター 03・05・17・グレートアカデミー講座
- \* 講座「平田篤胤と佐藤信淵について（下）」齊藤壽胤 秋田県生涯学習センター 03・05・24 グレートアカデミー講座

- \* 「佐藤信淵の「天火の小球」説」川越重昌著 03・05・01 彌高叢書第四輯
- \* 研究所所蔵図書（川越文庫）調査整理 03・08・09 川越重昌

- \* 講話「平田篤胤大人について」澁谷鐵五郎 03・08・24 平田篤胤大人墓前生誕祭 秋田市大沢公民館
- \* 出演「こんなものいらない」北嶋昭 03・10・12 建築士事務所全国大会記念テレビ企画

- \* 講演「校歌に唱われている平田大人について」北嶋昭 03・11・11 秋田東中学校地域ふれあいの時間

人事

- 齊藤 壽胤 彌高神社平田篤胤佐藤信淵研究所専任研究員（辞任）平成二年八月三十一日付
- 齊藤 壽胤 彌高神社平田篤胤佐藤信淵研究所非常勤研究員（新任）平成三年一月一日付

新収資料

- \* 平田篤胤和歌校紙
- \* 川越重昌研究調査員寄贈図書資料